

(一社) 群馬県建設業協会との意見交換会

日 時：令和8年9月14日（月） 15：30～17：00

場 所：ホテルメトロポリタン高崎 6階 白鷺

議 事 次 第

司会：関東地方整備局 企画部
技術開発調整官

1. 開 会

2. 挨 拶

- 関東地方整備局長
- 群馬県 県土整備部技監
- (一社) 群馬県建設業協会長

3. 情 報 提 供

- ◇ 関東地方整備局の取り組みについて
- ◇ 建設産業行政の最近の動き
- ◇ (一社) 群馬県建設業協会の活動状況

4. 令和7年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況

5. 意 見 交 換

- ◇ (一社) 群馬県建設業協会 提案テーマ
 - 1. 単品スライド条項の適用について
 - 2. 地域建設業の維持に向けた環境整備について
 - 3. 監理技術者の育休取得に係る「途中交代」と「現場不在」について
 - 4. 担い手確保のための環境整備について
 - 5. 災害協定に基づく労災保険料の積算について
- ◇ 自由討議

6. 閉 会

- 関東地方整備局 副局長

配布資料一覧

< 関東地方整備局 >

- ・ 関東地方整備局の取り組みについて 整備局資料－ 1
- ・ 建設産業行政の最近の動き 整備局資料－ 2
- ・ 令和 7 年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況 整備局資料－ 3
- ・ 意見交換会 回答 整備局資料－ 4

< 建設業協会 >

- ・ 一般社団法人群馬県建設業協会の活動状況 協会資料－ 1
- ・ 意見交換会議題 協会資料－ 2
- ・ 自由討議資料 協会資料－ 3
- ・ 国交省直轄工事の採算性に関するアンケート調査報告書 協会別添資料－ 1
- ・ ICT 活用工事に関するアンケート調査報告書 協会別添資料－ 2
- ・ イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート報告書 協会別添資料－ 3

< 別冊 >

- ・ 参考資料 整備局資料－参考資料

2026年度 群馬県建設業協会との意見交換会

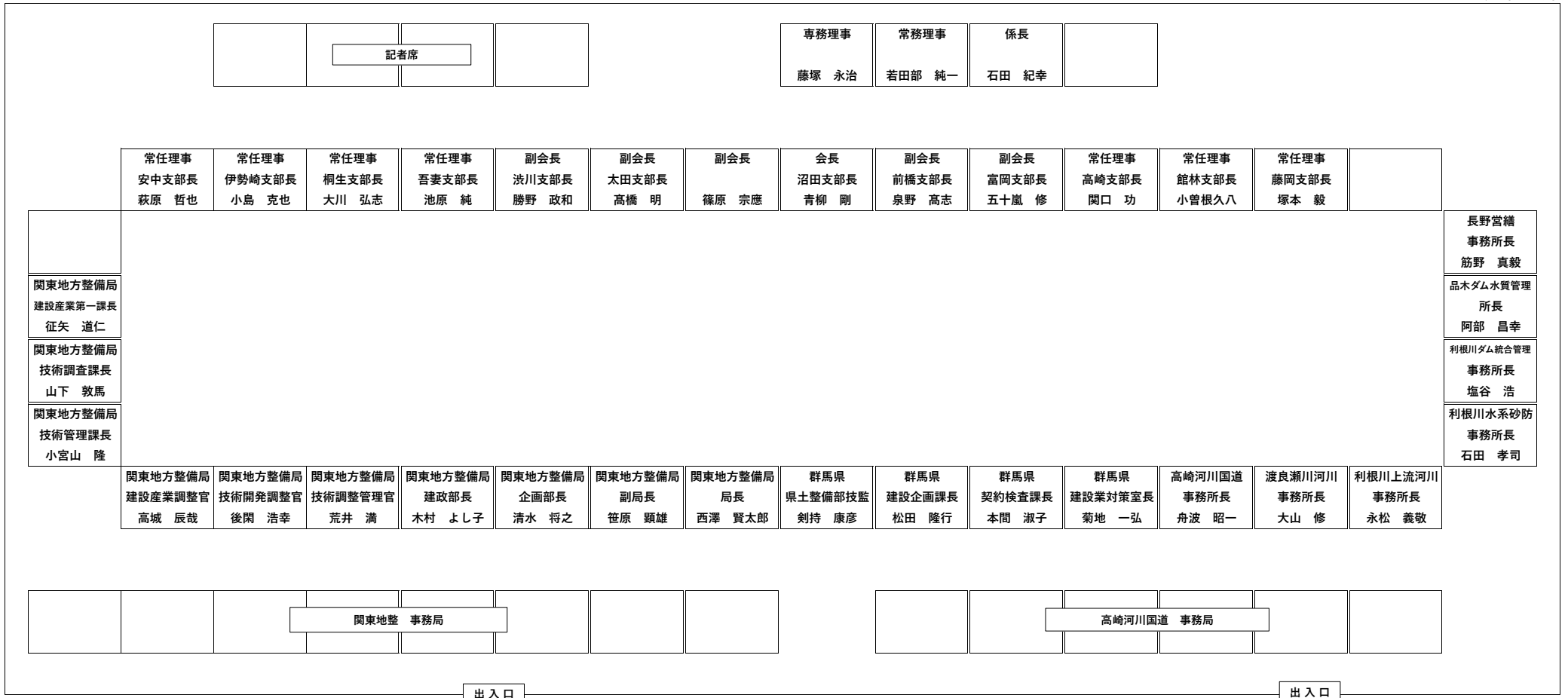
出席者名簿

【一般社団法人 群馬県建設業協会】		
会長	沼田支部長	青柳 剛
副会長		篠原 宗應
副会長	太田支部長	高橋 明
副会長	前橋支部長	泉野 高志
副会長	渋川支部長	勝野 政和
副会長	富岡支部長	五十嵐 修
常任理事	吾妻支部長	池原 純
常任理事	高崎支部長	関口 功
常任理事	桐生支部長	大川 弘志
常任理事	館林支部長	小曾根久八
常任理事	伊勢崎支部長	小島 克也
常任理事	藤岡支部長	塚本 毅
常任理事	安中支部長	萩原 哲也
専務理事		藤塚 永治
常務理事		若田部 純一
係長		石田 紀幸

【群馬県 県土整備部】	
県土整備部技監	剣持 康彦
建設企画課長	松田 隆行
契約検査課長	本間 淑子
建設企画課 建設業対策室長	菊地 一弘
【関東地方整備局】	
局長	西澤 賢太郎
副局長	笹原 顕雄
企画部長	清水 将之
建政部長	木村 よし子
企画部 技術調整管理官	荒井 満
企画部 技術開発調整官	後閑 浩幸
建政部 建設産業調整官	高城 辰哉
企画部 技術管理課長	小宮山 隆
企画部 技術調査課長	山下 敦馬
建政部 建設産業第一課長	征矢 道仁
高崎河川国道事務所長	舟波 昭一
利根川水系砂防事務所長	石田 孝司
利根川ダム統合管理事務所長	塩谷 浩
品木ダム水質管理所長	阿部 昌幸
利根川上流河川事務所長	永松 義敬
渡良瀬川河川事務所長	大山 修
長野営繕事務所長	筋野 真毅

2026年度 群馬県建設業協会との意見交換会

令和8年9月14日
メトロポリタン高崎 白鷺



令和8年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会（進行表）

令和8年9月14日（月）15:30～17:00 於：メトロポリタン高崎（JR高崎駅6階）白鷺

時 間	内 容		発 言 者	配付資料
《開会》				
15:30	開会		(司会:後閑 技術開発調整官)	
～ 15:39 (9分)	挨拶	関東地方整備局	西澤局長	
		群馬県	剣持技監	
		一般社団法人 群馬県建設業協会	青柳会長	
15:39 ～ 15:41 (2分)	出席者紹介 ※資料確認含む			出席者一覧・配席表
《関東地方整備局からの情報提供》				
15:41 ～ 15:49 (8分)	関東地方整備局の取り組み			
		関東地方整備局の取り組みについて 建設産業行政の最近の動き	企画部 山下技術調査課長 建政部 征矢建設産業第一課長	整備局資料－1 整備局資料－2
《群馬県建設業協会からの情報提供》				
15:49 ～ 15:59 (10分)	(一社)群馬県建設業協会の活動状況		青柳会長	協会資料－1
《令和7年度の業界団体との意見交換会における主な意見要望への対応状況》				
15:59 ～ 16:01 (2分)			企画部 小宮山技術管理課長	整備局資料－3
《意見交換》				
〔協会側テーマ〕				
16:01 ～ 16:36 (35分)	1. 単品スライド条項の適用について 2. 地域建設業の維持に向けた環境整備について 3. 監理技術者の育休取得に係る「途中交代」と「現場不在」について 4. 担い手確保のための環境整備について 5. 災害協定に基づく労災保険料の積算について		提案説明: 1. 関口常任理事(高崎支部長) 2. 小曾根常任理事(館林支部長) 3. 勝野副会長(渋川支部長) 4. 池原常任理事(吾妻支部長) 5. 塚本常任理事(藤岡支部長) 回 答: 1. 企画部 小宮山技術管理課長 2. 企画部 山下技術調査課長 3. 企画部 山下技術調査課長 4. 企画部 小宮山技術管理課長 5. 企画部 小宮山技術管理課長	協会資料－2 整備局資料－4
〔自由討議〕				
16:36 ～ 16:55 (19分)	自由討議		(質疑:適宜発言)	協会資料－3 協会別添資料－1 協会別添資料－2 協会別添資料－3
《閉会》				
16:55 ～ 17:00 (5分)	閉会		笹原副局長	

関東地方整備局の取組について

令和 8年 9月 14日

国土交通省 関東地方整備局

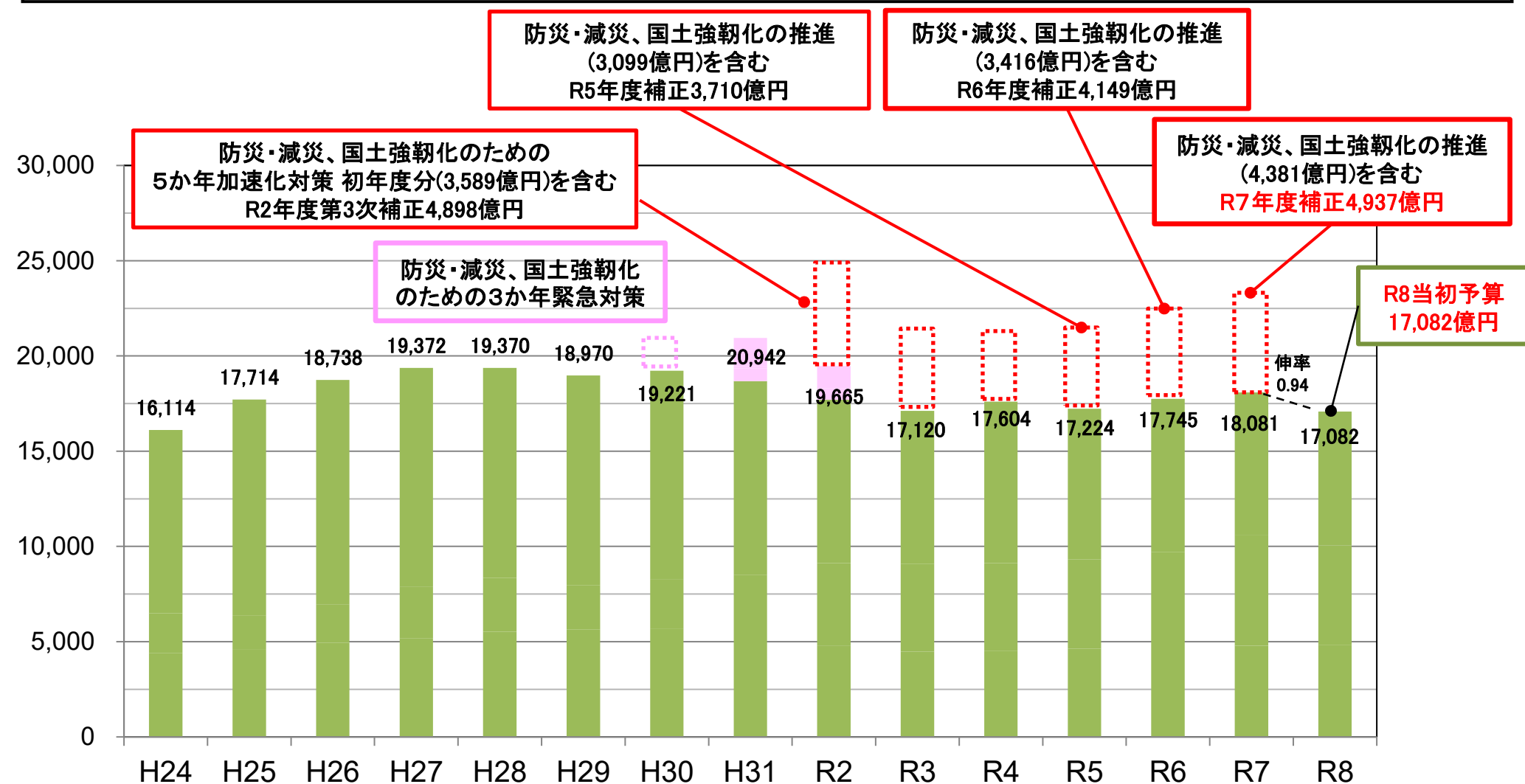


1. 令和8年度 予算の概要
2. 令和9年度 国土交通省予算概算要求
3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

1. 令和8年度 予算の概要

○令和7年度補正予算は、防災・減災、国土強靱化の推進(4,381億円)を含め、4,937億円。

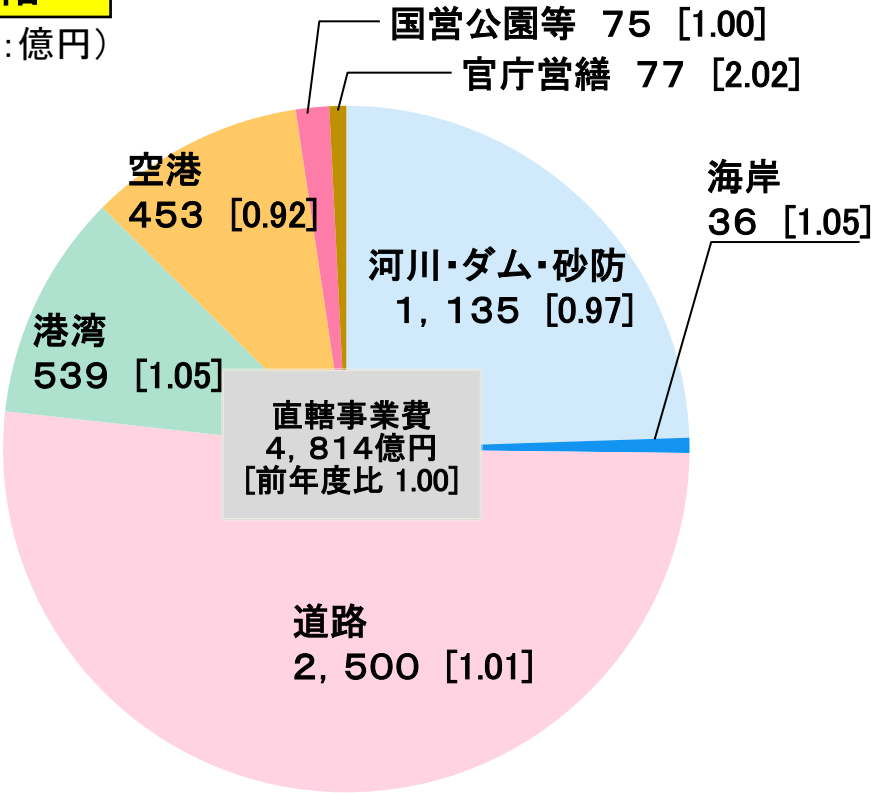
○令和8年度当初予算は、**1兆7,082億円(対前年度比0.94)**。



○令和8年度の当初予算は**1兆7,082億円(前年度比0.94)**。

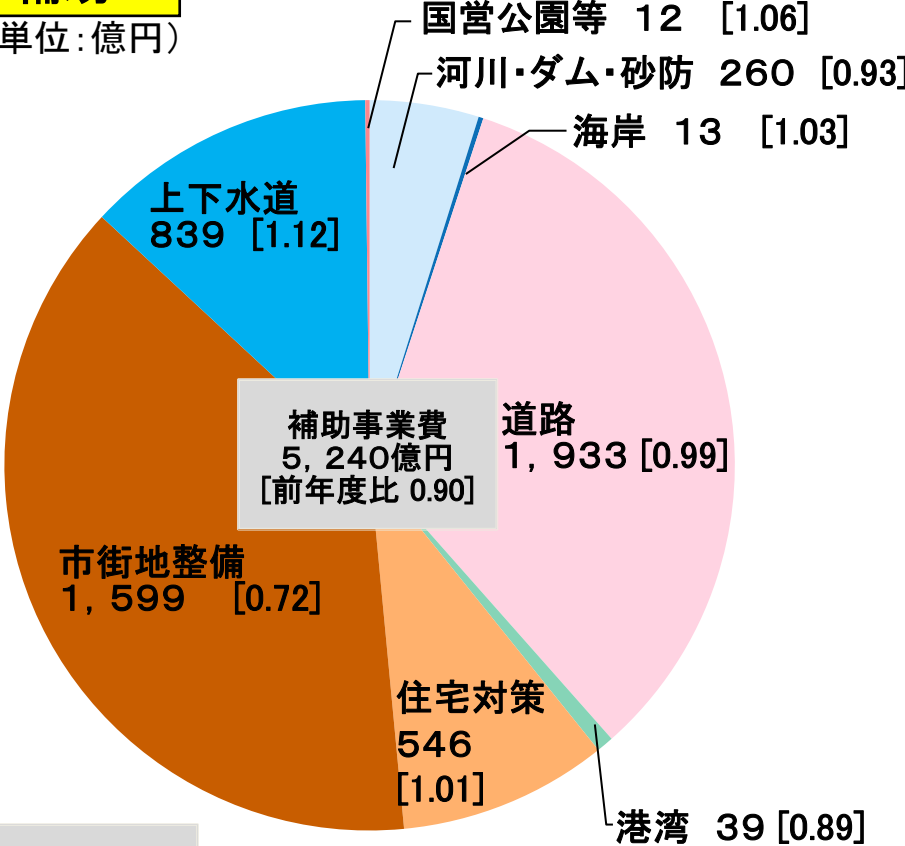
直轄

(単位:億円)



補助

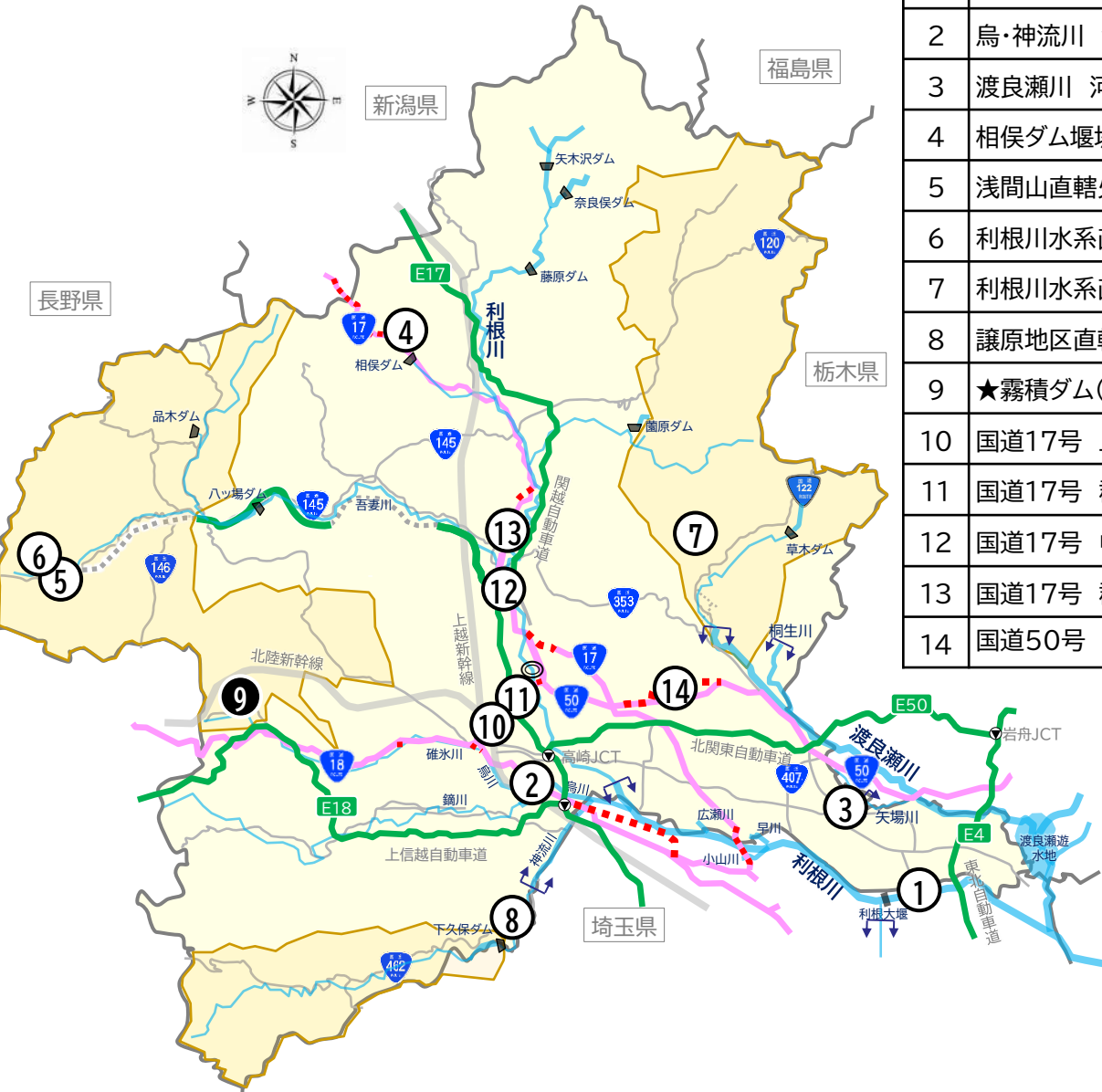
(単位:億円)



社会資本総合整備事業費
(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)
7,028億円
[前年度比 0.94]

※ [括弧書き] は、対前年度比
※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

群馬県内の主要事業 代表箇所



No.	事業名	参考資料
1	利根川上流 河川改修事業	河-2
2	烏・神流川 河川改修事業	河-19
3	渡良瀬川 河川工作物関連応急対策事業(下鵜樋管)	河-20
4	相模ダム堰堤改良事業	河-21
5	浅間山直轄火山砂防事業	河-22
6	利根川水系直轄砂防事業(利根川)	河-23
7	利根川水系直轄砂防事業(渡良瀬川)	河-17
8	譲原地区直轄地すべり対策事業	河-24
9	★霧積ダム(利根川水系霧積川) ダムメンテナンス事業	河-25
10	国道17号 上並榎町局所渋滞対策	道-12
11	国道17号 群馬17号電線共同溝(鳥羽電線共同溝)	道-13
12	国道17号 中村交差点立体	道-14
13	国道17号 群馬17号交通安全対策(上白井地区歩道整備)	道-15
14	国道50号 前橋笠懸道路	道-16

※事業名に★がついているものは補助事業

※主要事業のうち代表的な事業のおおよその位置を示したものです。

○ 直轄事業

● 補助事業

高規格道路(開通)

直轄国道(開通)

事業中(道路関係)

2. 令和9年度 国土交通省予算概算要求

1. 国費総額

対 R8当初
+R7補正※

(対 R8当初)

(1) 一般会計

8兆7, 694億円

対 R8当初
+R7補正※

(1. 35倍)

(1.44倍)

(うち、『「強く豊かな日本」投資枠』 1兆5, 508億円)

公共事業関係費

7兆6, 761億円

対 R8当初
+R7補正※

(1. 38倍)

(1.45倍)

○一般公共事業費

7兆6, 323億円

○災害復旧等

438億円

非公共事業

1兆 933億円

対 R8当初
+R7補正※

(1. 18倍)

(1.40倍)

○その他施設費

876億円

○行政経費

1兆 57億円

※R7補正から、事項要求を行うものや災害復旧等を除く恒常的な経費

(2) 東日本大震災復興特別会計

359億円

(1. 03倍)

2. 財政投融资

2兆 134億円

(1. 47倍)

- 上記の他、下記項目について事項要求を行い、予算編成過程で検討する。
- ・ 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)
- ・ 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- ・ 戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費(『「強く豊かな日本」投資枠』)

第1章 基本的な考え方

○防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進

○近年の災害（能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等）

（災害外力・耐力の変化への対応）

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

○5か年加速化対策等の効果（被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等）

○状況変化への対応（3つの変化（災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境）への対応）

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

（事業実施環境の変化への対応）

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策（全326施策）

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	・ 個別避難計画作成 ・ 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト	・ 迅速な航路啓開のための体制の整備 ・ 衛星通信システムに関する制度整備等	・ マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ・ 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働	・ 病院におけるBCPの策定 ・ 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓発活動の強化	・ 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ・ 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動
	➡ 60施策	➡ 109施策	➡ 56施策	➡ 65施策	➡ 72施策

第4章 推進が特に必要となる施策（全114施策（234指標））

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安**として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等	○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等	○ 国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等） ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等	○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等	○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるブッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等
	➡ 28施策（76指標）	➡ 42施策（87指標）	➡ 16施策（24指標）	➡ 13施策（18指標）	➡ 16施策（29指標）

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。（Ⅰ. 防災インフラの整備・管理：おおむね5.8兆円、Ⅱ. ライフラインの強靱化：おおむね10.6兆円、Ⅲ. デジタル等新技術の活用：おおむね0.3兆円、Ⅳ. 官民連携強化：おおむね1.8兆円、Ⅴ. 地域防災力の強化：おおむね1.8兆円）

第5章 フォローアップと計画の見直し

○毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施（「評価の在り方」を適用）
○災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
○実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始

○巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
○事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

3. 関東地方整備局における2026年度の取組み等

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01

受注機会の確保

- ① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
- ② 入札・契約、総合評価の工夫
 - 【1】受注機会の確保
 - －直轄実績を持たない企業の新規参入促進《拡充》
 - －一括審査方式を積極実施
 - －航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入《新規 R8.8～》
 - 【2】適切な競争環境の確保
 - －技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
 - －企業の工事成績の差異を適正に評価
 - －業務成績評点の評価区分の細分化《新規 R8.8～》
 - 【3】企業の技術者運用の柔軟化
 - －参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
 - －女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02

担い手確保の
取り組み強化

- ① 多様な働き方の実現に向けた支援
- ② 安全管理推進技術者等認定制度
- ③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
- ④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
- ⑤ 総合評価の工夫
 - －若手／女性技術者の活用に対する加点評価
 - －熟練技術者の活用に対する加点評価《新規 R8.8～》
 - －WLB認定企業の加点評価の実施

03

現場の環境改善
・効率化の推進

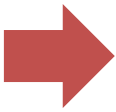
- ① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
- ② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
- ③ 快適トイレの費用計上の拡充
- ④ 猛暑対策の強化
 - －猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - －現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
 - －猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
- ⑤ i-Construction2.0の推進
 - －小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
 - －総合評価にICT施工StageⅡを追加《新規 R8.8～》

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

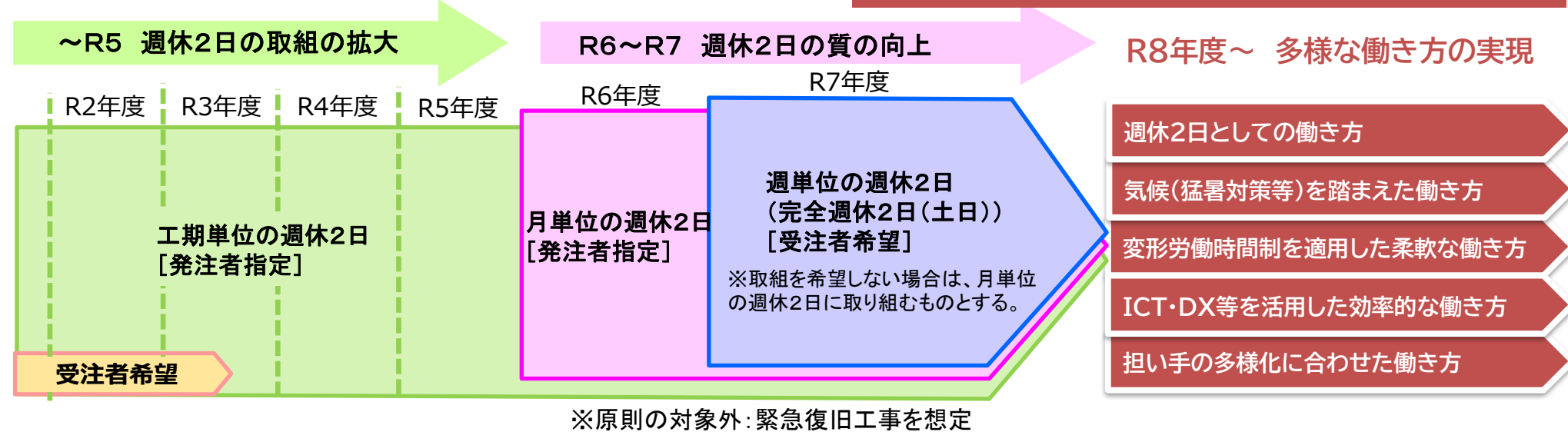
- ①発注者協議会でのマネジメント強化
 - －取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
 - －「公共工事発注者の心得」の策定
 - －自治体の取組み好事例の水平展開

02. ①これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援

これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援



- ・直轄工事における試行を通じて建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- ・他方、地域の実情や現場の状況等により多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。



R7年度の週休2日補正係数（現場閉所）

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.01 現場管理費: 1.02	労務費: 1.02 共通仮設費: 1.02 現場管理費: 1.03



R8年度は週休2日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

週休2日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加点: 土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点: なし 減点: 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし (週休2日制適用工事の試行完了)

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。
- 【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

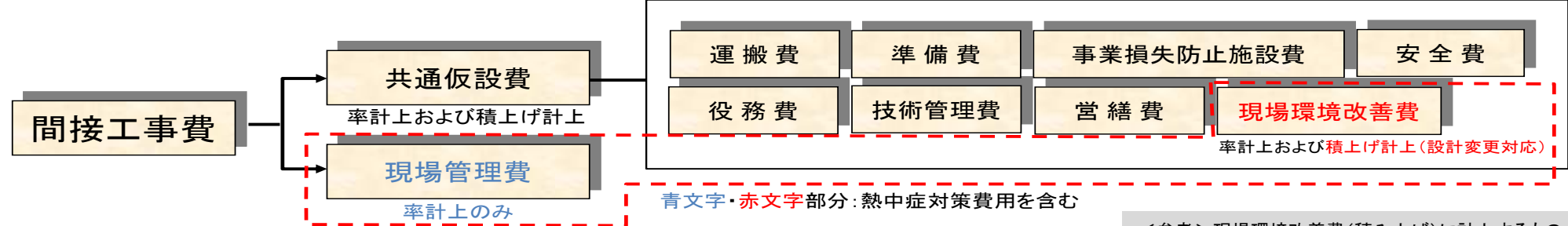
計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舎の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。



<参考>現場管理費(率計上)に含むもの
労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

<参考>現場環境改善費(積み上げ)に計上するもの
・熱中症対策・防寒対策に関する費用
・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが
適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用(率計上)

【対象費用】
令和元年度～
主に作業員個人に対する熱中症対策費用
(例:塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)

【計上方法】
現場管理費の率計上(真夏日の日数に応じて補正(※1))

※1:現場管理費＝対象純工事費×((現場管理费率×地域補正係数)
＋熱中症対策に資する現場管理費の補正)
熱中症対策に資する現場管理費の補正
＝真夏日率×1.2(真夏日補正係数)
真夏日率＝基準日(※2)から工期末までの真夏日(※3)÷工期(※4)

※2:受発注者協議により定める(工事着手日を基本とする)

※3:日最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが日最高25度(℃)以上の日(休工日は含まない)
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが25度(℃)以上の日とする。

※4:工事着手日から工事完成日までの期間(休工日も含む)
ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【対象費用】
令和7年度～(令和8年度～ 拡充)
主に現場の施設や設備による避暑熱中症対策(・防寒対策)費用
(例:遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等)

【計上方法】
対策の妥当性(※5)を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上(※6)

※5:対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する(請求書や領収書までは求めない)。

※6:令和8年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の100%を上限に設計変更にて積み上げ計上
令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の50%を上限に設計変更にて積み上げ計上
令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上(安全関係 避暑(熱中症予防)・防寒対策に含む)

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【計上例】

<R8基準(率計上分の100%)>

例:道路改良工事

(工事費計:218,317千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+
支給品費+無償貸付機械等評価額):約117,130千円、施工地域:市街地以外)
⇒ 現場環境改善費:890千円(率計上分)
⇒ 避暑熱中症対策費用【積み上げ計上】上限額: 890千円

例:河川工事(築堤・護岸)

(工事費計:173,316千円、対象額(直接工事費(処分費等を除く)+
支給品費+無償貸付機械等評価額):約94,039千円、施工地域:市街地以外)
⇒ 現場環境改善費:752千円(率計上分)
⇒ 避暑熱中症対策費用【積み上げ計上】上限額: 752千円

対象額が5億円以上で積み上げ計上上限額は固定額となる。
率計上分上限額(市街地):6,900千円(率計上分)
避暑熱中症対策費用【積み上げ計上】上限額: 6,900千円
率計上分上限額(市街地以外):2,850千円(率計上分)
避暑熱中症対策費用【積み上げ計上】上限額: 2,850千円

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」

・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費(率)の50%を上限に積み上げ計上。(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

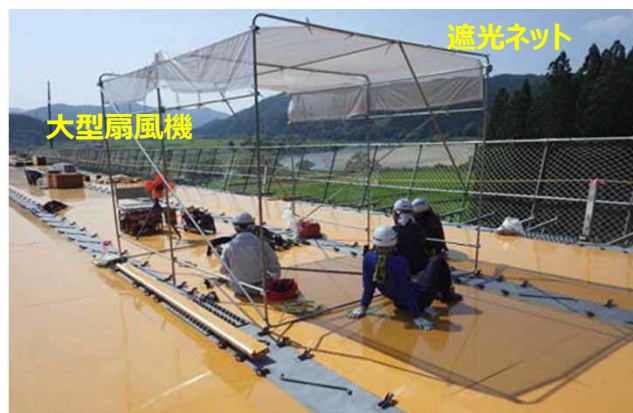
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【例示】現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



令和8年7月30日 記者発表資料

《猛暑期間を休工可能とする試行の概要》

【本試行の目的】

本工事は、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向け、猛暑期間を休工した場合の効果や課題等を検証するための試行工事です。

猛暑期間を休工とした場合、工程調整、資機材の管理方法、技能労働者の再確保、休工期間中の経費の取扱いなどの課題が想定されることから、これらについて検討を行う必要があります。

このため、本工事では、発注者が猛暑期間をあらかじめ指定し、当該期間を避けた工期設定を行うことで、受注者が計画的に休工しやすい環境を整備します。その上で、想定される課題の解消状況や休工の効果等を検証し、猛暑期間を休工可能とする工事発注の実装に向けた基礎資料を収集することを目的としています。

【休工期間の取扱い】

○工事公告時に、あらかじめ猛暑期間を避けた工期設定（準休工期間の設定）を行い、受注者は当該期間内において任意に休工期間を設定できるものとしています。

※休工期間を設定する場合、最低2週間程度の休工を必須としています。

※猛暑対策が不要と判断できる場合には、休工期間を設定しないこともできます。

○休工期間を変更する場合は、協議を行うものとし、設計変更の対象とします。

(参考) 建設工事における猛暑対策サポートパッケージおよび事例集 <https://www.mlit.go.jp/about/nettyuu.html>

【効果等の検証】

本試行においては、取組の効果等の検証を行うため、受注者に対し、アンケート調査を行う予定です。

《令和8年度の猛暑期間を対象としている試行工事一覧》

	①	②	③	④
事務所	宇都宮国道事務所	高崎河川国道事務所	高崎河川国道事務所	大宮国道事務所
区分	分任官	分任官	分任官	分任官
工事種別	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装工事
工事件名	R7小山出張所管内路面補修工事	R7国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その1工事	R7国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区舗装その2工事	R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事
受注者	昭和建設(株)	沼田土建(株)	岩上建設(株)	北川ヒューテック(株)
公告日	R8.1.19	R8.2.6	R8.2.6	R8.1.30
開札日	R8.3.2	R8.3.18	R8.3.18	R8.3.12
契約日	R8.3.16	R8.3.31	R8.3.30	R8.3.31
履行期間	R8.12.25	R9.1.8	R8.12.11	R9.2.24
準休工期間 (官工程)	R8.8.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31	R8.7.1 R8.8.31
休工期間 (実施工程)	R8.8.1 R8.8.31	R8.8.8 R8.8.30	R8.8.8 R8.8.23	R8.8.8 R8.8.23

猛暑対策サマータイムチャレンジはじめます！ 江戸川河川事務所

～建設業界全体で働きやすい環境を整備し、魅力のある業界として担い手の確保を目指す～
熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者の協力の下、地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施 6/24時点取組工事等11件(9社)

工事名	工事種別	取組内容 ※現場条件、天候によっては変更の場合あり	会社名
江戸川水閘門改築(1期)工事	河川工事	作業時間7:30～13:30(7/13～8/7)	(株)大林組
R7・8・9江戸川上流左岸河川維持工事	河川維持	4週10休以上の導入(6/1～10/31)	松浦建設(株)
R8・9運河河川維持工事	河川維持	作業時間6:00～15:00(6/1～9/30 休憩2時間)	戸邊建設(株)
R8・9江戸川河口河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～17:00(7/1～7/31 休憩2時間)	名倉建設(株)
R7・8松戸管内河川維持工事	河川維持	作業時間7:00～16:00(7/1～7/31)	金杉建設(株)
R8三郷・吉川河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～18:00(7/1～7/31 休憩2時間)	金杉建設(株)
R7・8中川下流河川維持工事	河川維持	作業時間8:00～12:00(5/7～9/30)	(株)ケイミックス
R8江戸川上流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00(6/1～9/30)	国内調査測量(株)
R8江戸川下流流量観測業務	測量	作業時間6:30～15:00(6/1～9/30)	国内調査測量(株)
R8水文観測施設保守点検業務	役務	作業時間7:30～16:00(7/1～8/31、休憩時間2時間+適宜休憩)	(株)拓和
R7江戸川河川流量観測装置設置工事	通信設備	作業時間8:00～16:00(7/1～8/28、休憩時間1時間15分+適宜休憩)	(株)YDKテクノロジーズ



※江戸川河川事務所「猛暑対策ロゴマーク」を作成

【取組事例】

江戸川水閘門改築(Ⅰ期)工事

※熱中症の発生数が多い15時台より前に作業完了

	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間				← 作業時間の前倒し				昼休憩					
取組時の作業時間						適宜こまめに休憩				← 13時半作業終了			

R8・9運河河川維持工事

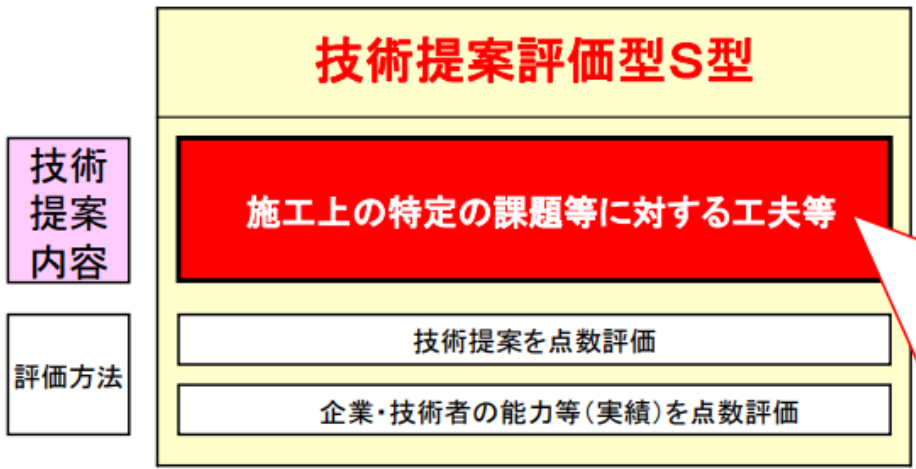
	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
通常の作業時間		← 作業時間の前倒し						昼休憩					
取組時の作業時間						休息		昼休憩		休息	← 15時作業終了		

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行（案）

令和8年4月28日 本省記者発表資料

令和7年12月公表の猛暑対策サポートパッケージに位置づけた「**技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進**」について、総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行を実施予定であり、その旨を記載。

■総合評価落札方式のタイプ



- ・**猛暑対策に関する技術提案テーマを設定、評価**
- ・技術提案は下記により評価
 - 「具体的な方法・工夫」
 - 「効果(時間)等」(定量的指標)
- ・**分任官工事**等、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事で実施
- ・技術提案内容は精算時の費用計上の対象外
- ・提案時に示した効果が達成できなかった場合は工事成績で減点 ※冷夏等の場合は、その限りではない

■技術提案のイメージ(定量的に評価)

- ・猛暑下での施工の効率化に関する工夫
 - ・それにより短縮する猛暑下での施工時間
- ・猛暑下での施工現場の省人化に関する工夫
 - ・それにより短縮する猛暑下での施工時間 等

※効果は客観的なデータに基づくものとし、その算出根拠が提示されない場合は評価しない



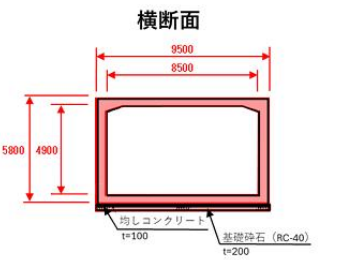
猛暑対策の取組を評価する試行工事を発注します。

～関東地方整備局で初めて猛暑対策の技術提案を求めます～

関東地方整備局発注の「R 8 江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事」において、関東地方整備局で初めて技術提案評価型 S 型で猛暑対策に資する技術提案テーマを設定し、競争参加者から、施工方法・施工計画の工夫による猛暑下での作業人員の縮減に関する技術提案を求めて評価する試行を実施します。

試行工事の概要

- ・工 事 名：R 8 江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事
- ・入札方式：一般競争入札方式 技術提案評価 S 型（W T O）施工体制確認型
- ・工事種別：一般土木（経営事項評価点数 1200 点以上）
- ・工事場所：東京都江戸川区篠崎地先
- ・工 期：契約締結の翌日から令和 11 年 2 月 28 日
- ・工事概要：ボックスカルバート工 L=約 250m



公告：R8.8.17 開札：R8.11.20

総合評価落札方式における猛暑対策の取組評価の試行概要
(技術提案の評価のポイント)

○評価項目

本工事（R 8 江戸川右岸篠崎地先高規格堤防関連整備工事）の施工にあたっては、現場打ちによるボックスカルバート施工をするものです。

2 ケ年に渡って猛暑期間（7 月～8 月）での施工が生じることが見込まれるため、猛暑下での作業に対して現場作業人員の縮減対策の実施が必要となります。

以上のことから、カルバート工に関する「猛暑期間での施工の効率化・省人化に関する工夫による作業員の猛暑下での作業人員の縮減に関する施工計画」を評価項目として求めるものです。

なお、施工時間の変更、勤務日数の変更、変形労働時間制の活用による労働時間配分等は提案の対象外とします。

○評価基準

猛暑期間(7 月～8 月)に縮減可能な作業員の屋外作業人数の縮減率※により評価します。提案を実施しない場合の作業員の屋外作業人数も明示するものとし、提案による効果との比較が行えるようにすることとします。

提案による効果は客観的なデータに基づくものとし、算出根拠が提示されない場合は評価しません。

○評価方法

評価方法は、縮減率※により評価する数値方式とし、提出された提案のうち効果が最大の提案を満点（30 点）とし、最低限の要求要件を満たす効果の数値を 8 点として評価します。

その他の競争参加者が提案した効果に応じて、それぞれの数値に応じ按分し評価し、最低限の要求要件に満たない提案は加点評価しません。

なお、最低限の要求要件は、縮減率※ 5 % とします。

○その他

落札者が技術提案で記載した提案内容は、精算時の費用計上の対象外となります。

※縮減率:「提案を実施しない場合の作業人数」の総計人数と、提案による「縮減される人数」の総計人数の割合。

総計人数とは、カルバート工に関する猛暑期間（R9・R10 の 7～8 月の 4 カ月間）の屋外作業人数。

1.熱中症対策 の基礎知識

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

別紙 1

【概要】
 ○建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
 ○猛暑は今後も続く想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
 ○施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等にに応じて、受注者が施工の時期、時間や方法などを柔軟に選択できるとし、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等において支援する取組や「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

▲幸手に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・高温の作業回避
 - (1-1) 猛暑期間を回避した工事発注
発注者(WBGT値)を考慮した工期設定
発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作など)による、工期決定
 - (1-2) 猛暑期間を休工可能な工事発注
猛暑期間を休工可能な工事の工事実施の適切に、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】
2. 効率的な施工、作業環境の改善
 - (2-1) Construction 2.0の推進
施工・データ連携、施工管理のオートメーション化の取組を加速
 - (2-2) 作業環境の改善
社会の熱気(特定大規模大プロジェクト、バイタルチェック機器等)と技術者の従事(5BHR制度)による支援に向けた公的事業実施【新規】
技術実証評価型B型を活用した、作業環境の改善に資する施工方・施工計画の工夫など【新規】
3. 猛暑対策における必要経費等の確保
 - (1-1) 熱中症対策に係る経費
現場管理費、現場環境改善費等の熱中症対策費用の計上
実態に合った熱中症対策費用の確保【新規】
 - (1-2) 直轄工事事業
施工費等で現場歩掛りがない作業は見積り等による経費変更
施工実態調査に基づき歩掛りの算定
4. 地方公共団体・民間関係者等への
 - (1-1) 工期における猛暑日回避
工期に関する基準の現状状況
 - (1-2) 工期以外の猛暑対策の推進
工期前後の作業環境【新規】

猛暑対策サマータイムチャレンジはじめます！ 江戸川河川事務所

～建設業界全体で働きやすい環境を整備し、魅力のある業界として担い手の確保を目指す～

熱中症リスクの低減および作業効率の向上、建設業界における働き方改革の推進等を目的に、事業者の協力の下、地域の理解が得られた現場において、「サマータイム導入工事」の実施

（6/24時点取組工事等：11件（9校））

[illegible]

■熟練技術者の活用に対する加点評価

令和8年8月1日以降の公告案件より適用予定 **《新規》**

工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・技能の承継を促すため、監理技術者経験をもつ熟練技術者の活用を評価。

■熟練技術者の活用■

【評価項目・基準・方法】

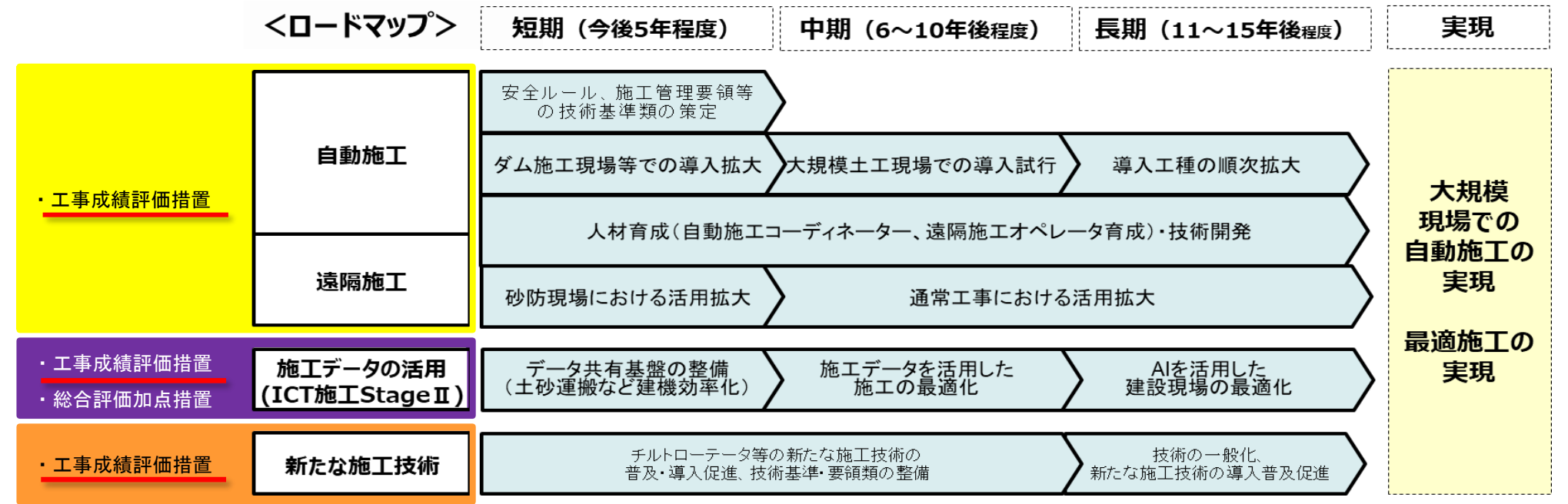
当該評価項目を適用できる総合評価方式	施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型
当該評価項目を適用する工事種別	全ての工種
評価対象工事種別	—
評価対象機関	—
評価対象期間	—

分類	評価項目	評価内容	評価基準
自由設定項目	熟練技術者の活用	主任（監理）技術者とは別に現場代理人または担当技術者として、 年齢55歳以上の監理技術者経験者 を活用する場合に評価する	活用する：1点
			活用しない：0点

○熟練技術者の途中交代を可能とする（ただし、同等以上の技術者を配置すること）。
○加点を受けたにも関わらず、受注者の責により活用しなかった場合、成績評定を3点減ずる。

総合評価にICT施工Stage IIを追加

「i-Construction2.0」施工のオートメーション化の推進を目的とし、ロードマップに示されている項目について、対象となる技術を工事で活用する際に、工事成績評価時または総合評価時※に評価措置を行う。※令和8年8月1日以降公告工事に設定可能



措置状況（2025年度(R7年度)～）

[関東独自] 工事成績評価措置

	2025年度(R7年度)	2026年度(R8年度)
自動施工 遠隔施工	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象）
施工データの活用 （ICT施工Stage II）	工事成績評価措置（R7実施工事対象）	工事成績評価措置（R8実施工事対象） 総合評価（8月～）
新たな施工技術 （チルトロータータ等）		工事成績評価措置（R8実施工事対象）追加

- 国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請
- 受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4年7月に改正された内容について、再度、事務所及び建設業団体(加盟各社)へWEB説明

単品スライド条項通知の改定概要について(R4.6.17付け課長通知)  国土交通省

説明会実施状況

4/23(木)10:30～11:30
工事発注事務所への
WEB説明会

約100名参加

4/28(火)13:30～14:30
建設業団体(加盟各社)への
WEB説明会

約660名、289団体参加

※参加できなかった方向けに
録画データを別途共有

《令和4年6月以前の運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《令和4年6月以前の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的小規模な価格水準の 変動に対応する措置	特定の資材価格の 急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の 変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資 材、労務単価等
	受注者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスラ イドと併用の場合、全体スライド又は インフレスライド適用期間における負 担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、 建設業者の経営上最小限度必要な 利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の 考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適 用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除 いた工期内全ての特定資材が対象 のため、再スライドの必要がない)	可能
	令和6年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 2 件	適用件数 7 件	適用件数 127 件

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

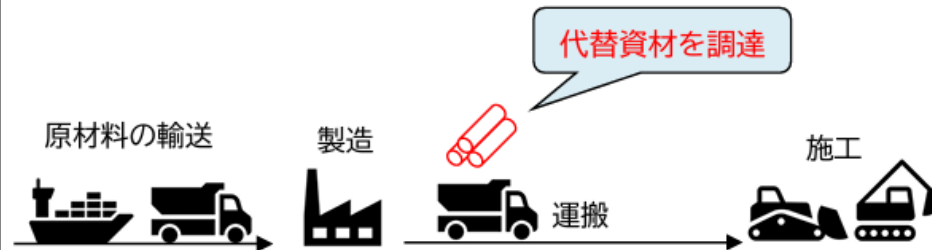
当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



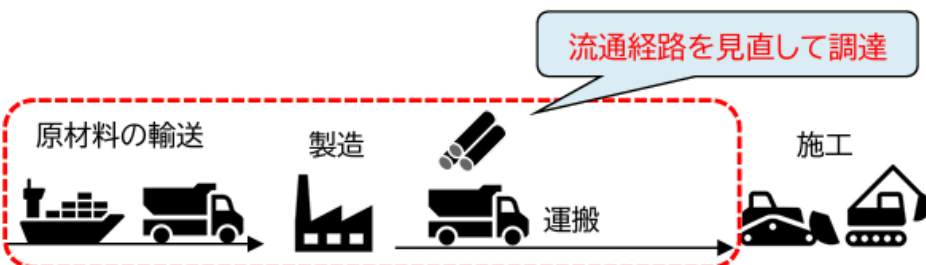
設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



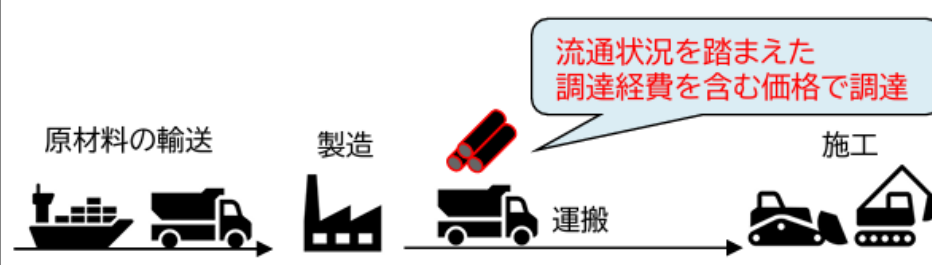
設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



令和8年4月1日以降公告する案件の取り扱い

- 令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限ります。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)
 (現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)
 (工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

- 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
- すべてを計上できない場合、「算出不能」「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年度 建設業協会との意見交換会

整備局資料－2

建設産業行政の最近の動き

令和8年9月



国土交通省関東地方整備局建政部

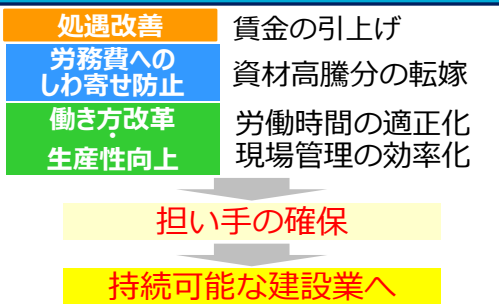
第三次・担い手3法について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)
全産業 508万円/年 1,956時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



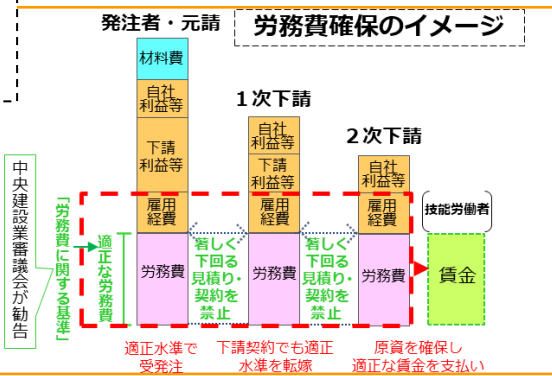
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

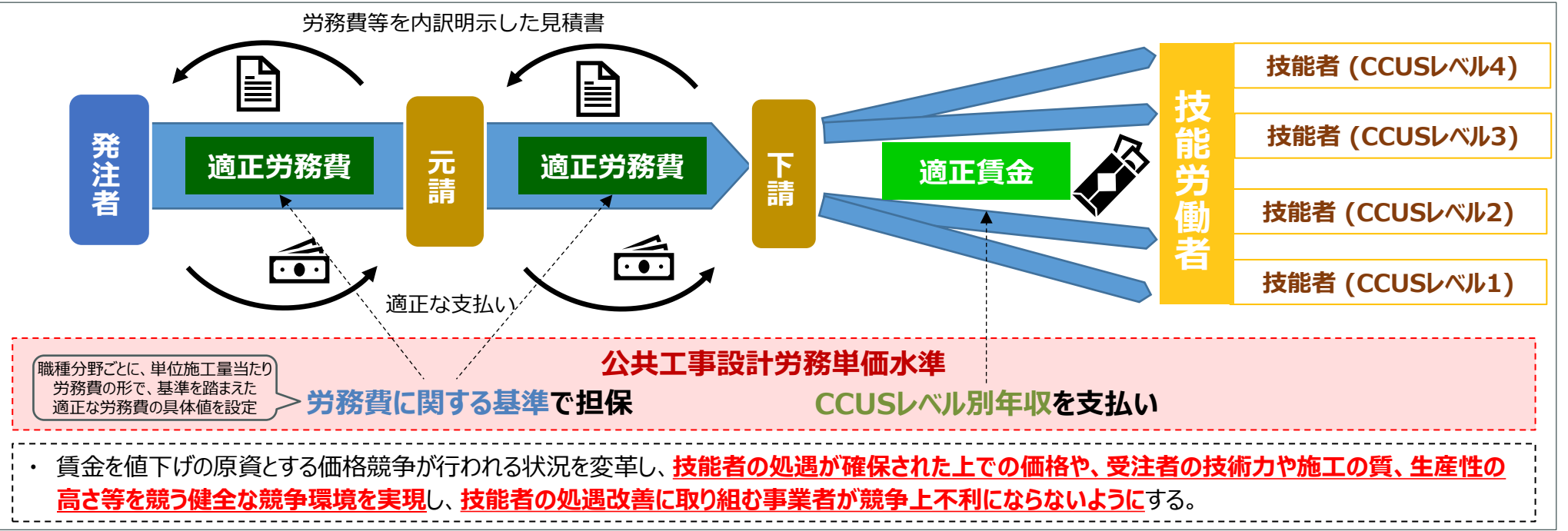
- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)**の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

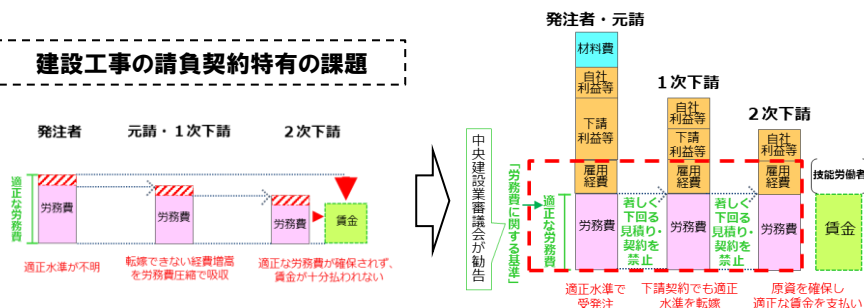
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- **労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- **個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

令和8年度『労務費に関する基準』に係る取組

- 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
 - ① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
 - ② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。
- これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の
継続・推進

労務費等を内訳明示した見積書の商慣行化

- 書き方ガイドの活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

- R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。

コミットメント制度の導入

- 標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。

CCUSレベル別年収の支払い

- 活用に向けた更新・周知を行う。
- 加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。
※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

F U 調査



- ✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。
- ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。

法令遵守の対応

取引適正化



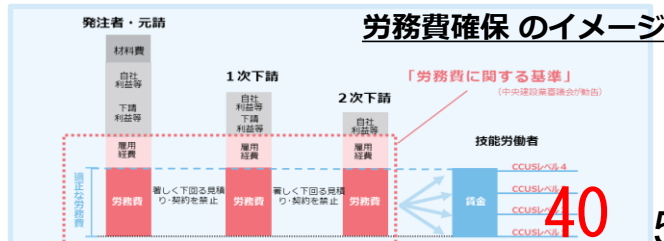
- ✓ 1月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。
- ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。

官民連携で
実効性を確保



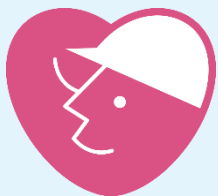
- これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。

労務費確保のイメージ



建設技能者を大切にする企業の自主宣言(「職人いきいき宣言」)について

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、**改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



■ 参加の流れ

- 1. **立場選択** : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. **項目検討** : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. **申請** : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. **公表** : 国交省HPに掲載

■ 効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ **就業者に選ばれ**、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で**適切に評価**される

■ 宣言項目

	元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等	

- **宣言状況 (2026年7月末現在) 計 : 5,607社**

経営事項審査の改正について

■ 『建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度』の宣言の有無（新設）

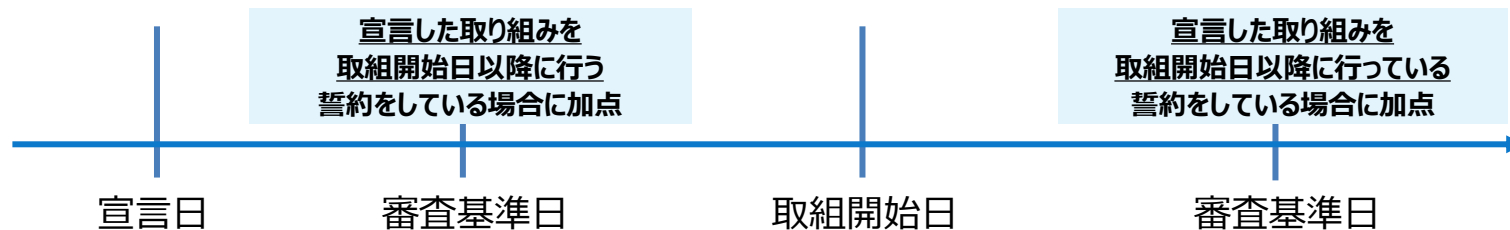
- 第三次・担い手3法の全面施行を受け、労務費確保等のための取組とCCUSの活用について積極的に推進することにより技能者を大切にする企業を評価する項目を設定するため、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言状況の評価することとした。
- あわせて、「W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直しを行うこととした。

【加点措置の要件】

- ・ 審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されていること

【誓約内容】

- ・ 自主宣言制度において宣言した取り組みについて、取組開始日以降行う又は行っている旨の誓約



審査項目		改正前	改正後
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	民間工事を含む全ての建設工事	15点	10点
	全ての公共工事	10点	5点
「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無		—	5点 (新設)

建設業法令遵守の対応 (建設業法令遵守推進本部、建設Gメン)

改正建設業法の全面施行を受けて講じた措置

建設業法令遵守ガイドラインの改訂

改正建設業法において新たに規定された各種規制事項について、元請下請問および発注者受注者の各法令遵守ガイドラインを改訂。

主な改訂内容

- ◆ 通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るおそれのとなる見積りのやりとり
- ◆ 書面契約の取り交わしの再徹底等
- ◆ 受注者による通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期の禁止
- ◆ 受注者による通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約の禁止
- ◆ 請負契約における賃金・労務費の適正な支払いに係るコミットメント条項
- ◆ 取適法改正に伴う所要の改正

通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集

建設Gメンによる調査において、通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれとなるような、不適正な見積りのやりとりによる取引行為を類型化し、「取引事例集」として公表。

不適正な取引行為類型

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 単価を見直さない据え置き | ④ 相見積等を基にした指値 |
| ② 一律一定比率等の減額 | ⑤ 取引関係維持等を意図した減額 |
| ③ 予算額を前提とした指値 | ⑥ 工事条件を考慮しない価格設定 |

「駆け込みホットライン」の情報収集フォームの開設

「駆け込みホットライン」は、これまでは電話による情報提供の方法が中心であり、通報内容のやり取りをするために要する時間や通話費用など通報者への負担となっていた。

今般の情報収集フォームの開設により、通報対象となる違反事項をリストから選択できるようにする等の工夫により、通報に要する時間を短縮する改善が図られ、違反情報の提供を行いやすい環境を整えた。



建設Gメンと関係省庁の連携強化

中小企業庁との連携（取引Gメンとの情報連携）



中小企業庁による「価格交渉促進月間フォローアップ調査」の結果公表について、「発注者リスト(※)」に掲載された建設業者に対する調査の端緒として活用する。また、取引Gメンとの情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※「発注者リスト」とは、当該調査において10社以上の中小受託事業者から主要な取引先として挙げられた事業者について、取引先との価格交渉、価格転嫁等の状況に関する評価結果を中小企業庁が公表したものの。

厚生労働省との連携



建設Gメンが法令違反の疑いがある建設業者に対して調査を行う際、必要に応じて労働基準監督署の同行を求める等の取り組みを引き続き実施するとともに、情報共有等の連携の在り方について検討を進める。

※引き続き各都道府県労働局が主催する建設業関係労働時間削減推進協議会などの機会を活用し、全面施行された改正建設業法及び労務費に関する基準の周知を行うなど、法令遵守の啓発活動における連携を継続する。

- 建設Gメンが駆け込みホットラインや下請取引等実態調査などの端緒情報をもとに、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれがある不適正な取引に関して、具体的な情報が得られた事案を中心に、事実関係の確認等のために **1,318件・1,152事業者に対して調査等を実施**、うち不正行為やそのおそれが確認された**768事業者に対して指導、助言等を実施**。
- 建設Gメンによる建設工事の請負契約に関する状況等の調査を通じ、技能者の処遇に影響を及ぼすような不適正な取引のおそれに対する指導等を行った主な内訳として、見積内訳明示・条件提示不備等：641件、契約書記載不備等：516件、価格転嫁（金額変更に関する定め等の不備等）：193件などが挙げられる。

1.調査件数等の内訳

端緒情報：駆け込みホットライン等 3,558件
下請取引等実態調査（※） 612件

※ 下請取引等実態調査の結果のうち、技能者の処遇に影響を及ぼすおそれのあるような不適正な取引に関する具体的な情報について、事実確認のための調査対象として抽出

事実関係の確認・調査：1,318件（1,152事業者）

└ 端緒情報の確認のための調査(報告聴取・立入検査含む)

└ 発注者：34社 元請：679社 下請：439社

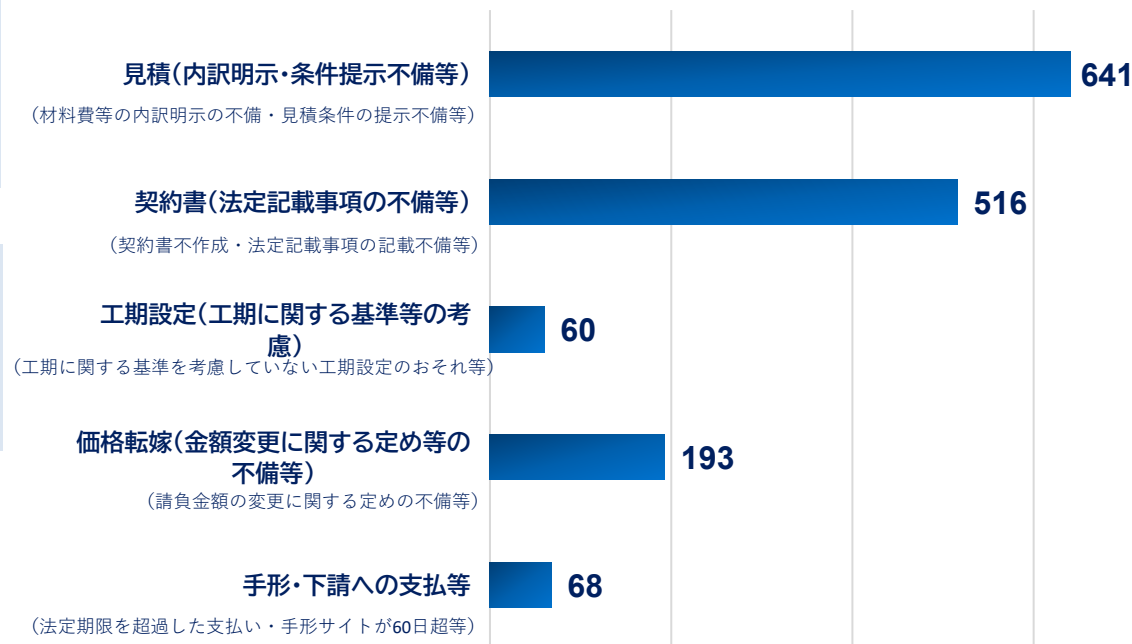
指導・助言等：768事業者

└ 不適正取引又はそのおそれが確認された社に対して実施

└ 元請：471社 下請：297社

2.主な指導等の内訳

※ 1社において複数事項で指導していることがあるため、業者数と一致しない。



※指導件数には、法未施行の規定に係る指導を含む

関東地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について

～令和7年度活動結果及び令和8年度における活動方針～

関東地方整備局では、平成19年4月に建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、元請人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。

今般、令和7年度の推進本部の活動結果及び令和8年度における活動方針についてお知らせします。

1. 建設Gメンの实地調査

- 元請企業、下請企業を対象として139社に対して、直近事業年度に完成した工事における注文者及び下請との取引状況について調査を実施
- 第三次・担い手3法の改正を踏まえ、労務費見積（著しく低い労務費見積提出及び変更依頼の禁止）、工期設定（受発注者間における工期ダンピングの禁止）、価格転嫁（契約変更条項の明記など）が主な確認事項

	確認された事象	原因	指摘事項
労務費見積	・ 見積書において、<u>労務費などの内訳が明示されていない</u> ・ 民間工事では、労務費の見積もりにおいて公共工事設計労務単価などの<u>最新の市場単価が参照されていない</u>	・ 標準見積書など内訳明示された見積書を活用することが定着していない ・ 民間工事であることから、最新の市場価格となり得る公共工事設計労務単価などが参照されていない	・ <u>標準見積書を活用して、労務費や材料費について内訳明示を行うこと</u> ・ 労務費の基準は<u>公共工事設計労務単価</u>を元に作成が進められていることを踏まえ、<u>労務費見積にあたっては同単価を参照すること</u>
工期設定	・ 工期に関する基準と照らし合わせて、<u>同基準を踏まえた工期設定となっていることの確認が行われていない</u> ・ 見積依頼書において、<u>4週8休や猛暑日の考慮が条件明示されていない</u> ・ 現場に従事する作業員が<u>時間外労働規制を超えるような労働時間となっている</u>	・ 工期に関する基準が参照されておらず、工事ごとに基準へ適合していることを確認する考え方が定着していない ・ 4週8休や猛暑日の考慮を受注者側の判断に委ねている ・ 設計や前工事の遅れなど、受注者側に責がない場合でも工期延長が協議されていない	・ 工期に関する基準を踏まえた工期設定がされていることを確認できる<u>チェックリストなどの活用を行うこと</u> ・ 見積依頼書に、<u>4週8休等を前提とした条件明示を行うこと</u> ・ 労働基準法を遵守して、<u>時間外労働規制に抵触しないような工期設定を行うこと</u>
価格転嫁	・ <u>契約書に変更契約に関する条項の記載がない</u> ・ 物価変動等による<u>諸費用の上昇分についての変更契約条項が無い</u> ・ 注文者と受注者の間で、<u>価格協議の交渉過程の記録作成や書類保管がされていない</u>	・ 建設工事標準請負契約約款が活用されていない ・ 協議や交渉記録を作成、保管する習慣が定着していない	・ <u>建設工事標準請負契約約款を活用し、変更契約条項を明記すること</u> ・ 協議過程でやり取りのあった見積書等の<u>交渉記録の保管</u>などに努めること

- 建設業遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、「①建設業者の法令違反情報等の収集」、「②報告徴収及び立入検査の実施」、「③関係機関との連絡調整」を主な任務として、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に活動を展開

建設業法令遵守推進本部の任務

① 法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

② 報告徴収及び立入検査の実施



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③ 関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会などと連携した取り組みを推進

建設Gメン

最重要目的

建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進

見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査
(労務費や工期設定などを確認)

建設業取引適正化推進期間

- 建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法（昭和24年法律第100号）の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところ。
- しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が指摘されていることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。
- このため、毎年10・11・12月を「建設業取引適正化推進期間」として、建設業の取引適正化を推進すべく、幅広く重点的に法令遵守に関する活動に取り組んでいる。

建設業法令遵守推進本部の取組（令和7年度の取組）

- 期 間 令和7年10月1日～12月31日
- 主 催 国土交通省 及び 都道府県
- 協 賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構
- 主な実施内容（関東地方整備局）
 - （1）建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
 - ・ポスター掲示（関東地方整備局管内（54事務所+本局）、1都8県建設部局、各都県業界団体（76団体））
 - ・ホームページ等を通じた広報（関東地方整備局HP、X（旧Twitter）毎週投稿、他機関YouTubeチャンネルへリンク）
 - （2）建設企業等を対象とした講習会の開催
 - ・関東地方整備局web講習会（オンデマンド配信）
 - ・管内都県での講習会等での説明（東京建設業協会（R7.11.14、web開催）、山梨県/山梨県建設業協会/山梨県建設産業団体連合会（R7.11.18、山梨県地場産業センター）、長野県/長野県建設業協会（配信時期10月下旬～12月下旬、web配信））
 - （3）建設Gメンによる調査等の実施
 - ・大臣・知事許可含めた調査
 - ・大臣許可業者への立入検査
 - ・都県許可業者への合同立入検査

建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動など

【SNSによる情報発信】※R6年度



【駆け込みホットライン】

【ポスターの掲示】



【We b講習会(オンデマンド配信)】※R6年度



建設キャリアアップシステム

建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



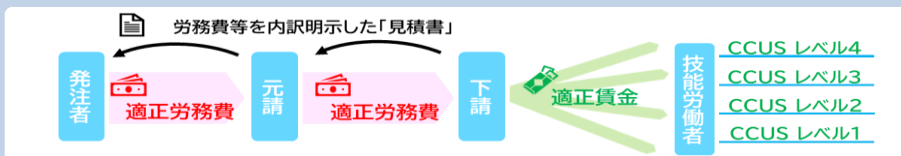
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンプの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

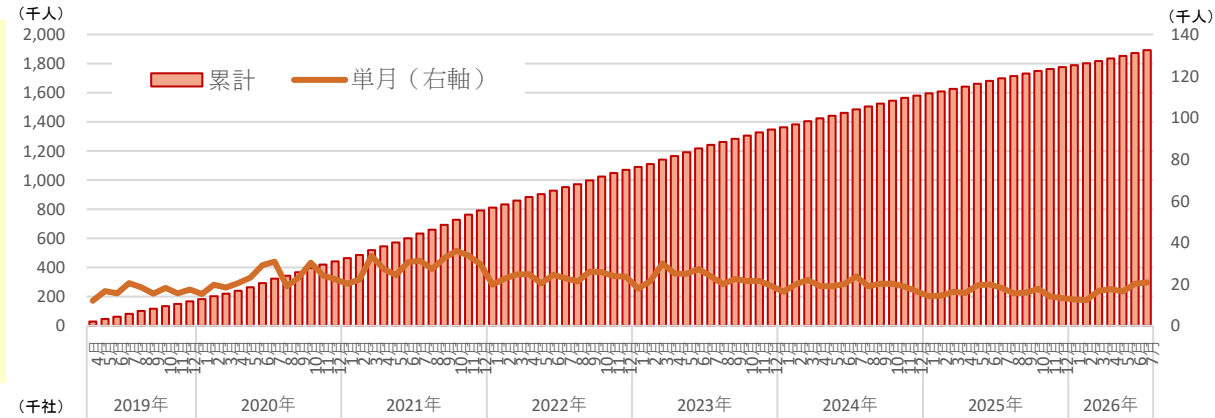
- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建設キャリアアップシステムの利用状況(2026年7月末)

技能者の登録数

189万人が登録

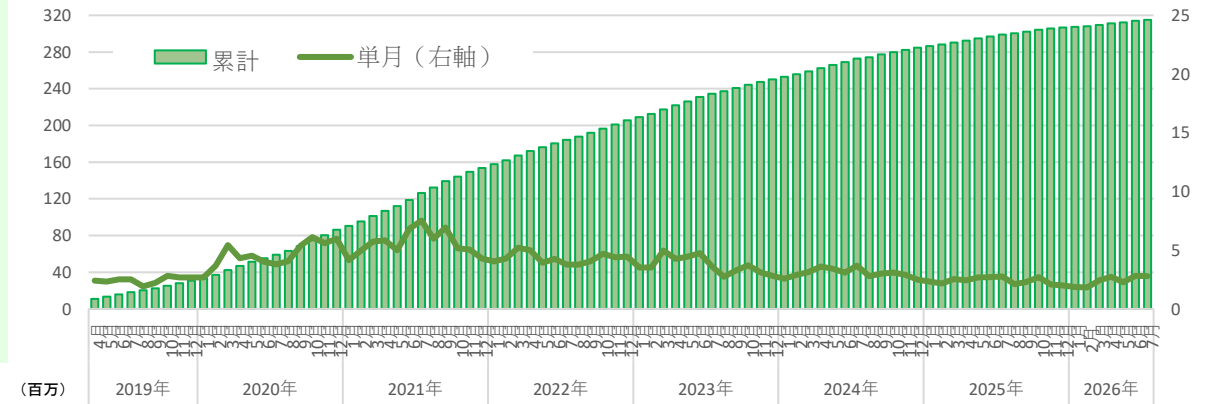
※労働力調査(R7)における建設業技能者数:296万人



事業者の登録数

31.5万社が登録

※うち一人親方は10.9万社

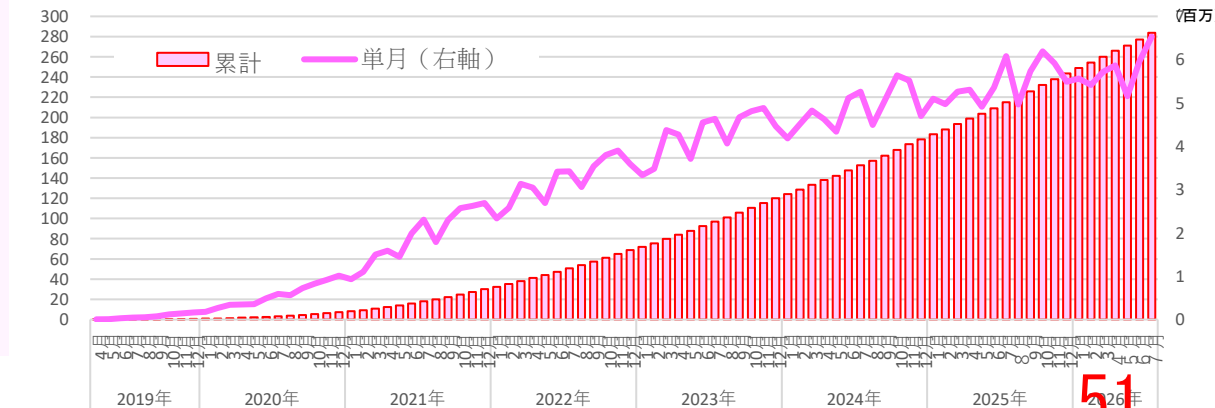


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 28,300万突破

※7月は652万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

国土交通本省において設置された建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会における取組方針等を踏まえて、関東地方※における行政、建設企業その他建設業に関わる者により「**関東地方建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会**」を設置し、令和7年度は2月に開催しました。

※「関東地方」：関東地整管内の「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県」

構成団体等（合計 136 団体）

建設業者団体 94団体

各都県建設業協会、各都県の建設専門工事業者団体、関東地方整備局管轄内を統括する建設業者団体支部

建設業に関係する団体 20機関

全国建設労働組合総連合、(一財)建設業振興基金、各都県社会保険労務士会、各都県行政書士会

行政関係機関等 22機関

各都県労働部局、各都県建設業許可部局、日本年金機構

★ 令和6年度より関東管内の1都8県の各商工会議所連合会がオブザーバー参加

令和7年度は、さらに各商工会連合会、経営者協会、中小企業団体中央会もオブザーバー参加

令和8年2月19日にオンラインにて協議会を開催しました

以下の次第項目について、現状や最新の取り組み状況の情報共有及び意見交換を実施

- (1) 関東地方整備局の取組み < 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 >
- (2) 「労務費に関する基準」について < 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 >
- (3) 建設キャリアアップシステムの現状と関連施策について < 国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 >
- (4) 建設キャリアアップシステムを、運用・活用していただくために < (一財) 建設業振興基金 >
- (5) 建退共の電子ポイント方式について < 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 >
- (6) 各構成員の取り組み状況 (7) 意見交換、等



担い手確保に向けた取組み (週休2日の推進、魅力発信)

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

- ・**自然要因(猛暑日)**における不稼働を考慮して工期設定。
- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- | | | |
|---------------|--------|----------|
| (1) 準備 | (2) 施工 | (3) 後片付け |
|---------------|--------|----------|

第4章 分野別に考慮すべき事項

- | | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| (1) 住宅・不動産 | (2) 鉄道 | (3) 電力 | (4) ガス |
|------------|--------|--------|--------|

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

- ・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

- ・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

- ・各業界団体の取組事例等を更新。

入札契約適正化キャラバン（各地方整備局等）

- 各地方整備局等において、入札契約の取組が遅れている市区町村に対し、個別訪問による働きかけを実施（全国10ブロック、地方整備局等单位）。
- 令和8年度はダンピング対策・週休2日工事の実施などを重点テーマに約190団体に対して実施（令和8年4月～）。
- 中東情勢の変化を踏まえ、資材価格の高騰等を踏まえた適正な価格転嫁を重点テーマに追加（令和8年6月～）

令和8年度 キャラバン実施概要

目的・趣旨

入札契約の取組が遅れている市区町村への働きかけの加速化

重点項目

- ・ダンピング対策
- ・週休2日工事の実施
- ・中東情勢を踏まえた価格転嫁の徹底、公共工事への影響のヒアリング
- ・地域の特性に応じた項目（地整等において独自に実施）

実施内容

市区町村を直接訪問するなどにより、令和8年度の重点項目2点を中心に適正化を働きかけたうえで、フォローアップを実施。

※都道府県との連携（調整・情報共有等）のうえ実施。必要に応じ、その他の猛暑対策サポートパッケージや平準化事例集、独自歩掛事例集等についても情報提供を実施。

実施主体

各地方整備局等建政部 入札契約適正化担当者

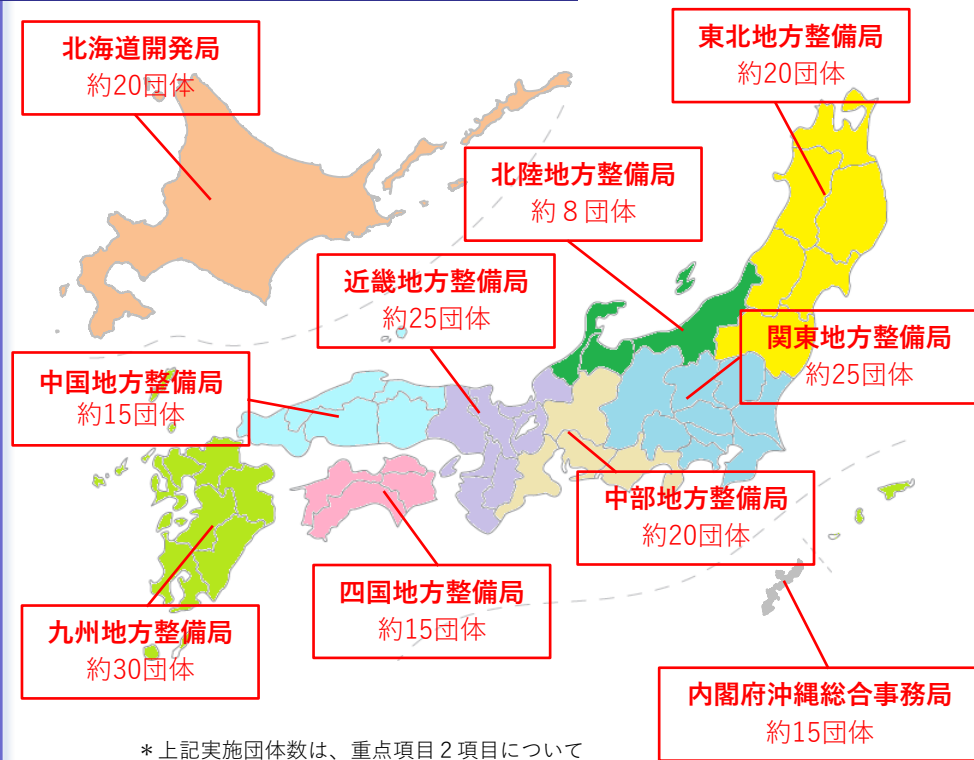
対象自治体

全国計 約190団体*（ブロック別内訳は右図参照）

*ダンピング対策：調査基準価格・最低制限価格制度のいずれかについて未導入もしくは設定水準が適切でない市区町村を中心として選定。

*週休2日工事の実施：令和8年3月時点において週休2日工事未実施の市区町村を中心として選定。

令和8年度 キャラバン実施地域



*上記実施団体数は、重点項目2項目について選定した延べ団体数である。

週休2日推進のための働きかけ

令和7年度における週休2日推進のための働きかけは以下に示すとおり。
地域の守り手である建設業が魅力的で選ばれる産業となり、持続的に発展し地域の安心安全や経済成長を将来に渡って担うことができるよう、都県政令市及び業界団体と連携して官民一体となった担い手確保の取組みを推進していく。

“建設業における魅力ある労働環境を実現する”ための週休2日の推進のための取組み

【民間発注者団体への個別訪問による働きかけ】

令和7年10月から12月にかけて各都県の民間発注者団体を個別に訪問し、週休2日や適正な工期確保に向けた働きかけを実施。
内容について各団体HPやメルマガ等で会員へ周知いただいた。

茨城県経営者協会	12月15日	栃木県経営者協会	11月26日	群馬県経営者協会	11月11日
茨城県商工会議所連合会	12月15日	栃木県商工会議所連合会	11月26日	群馬県商工会議所連合会	11月18日
茨城県中小企業団体中央会	12月15日	栃木県中小企業団体中央会	11月26日	群馬県中小企業団体中央会	11月18日
茨城県商工会連合会	12月15日	栃木県商工会連合会	11月11日	群馬県商工会連合会	11月18日
埼玉県経営者協会	10月24日	千葉県経営者協会	12月8日	東京経営者協会	—
埼玉県商工会議所連合会	10月24日	千葉県商工会議所連合会	12月8日	東京商工会議所	12月25日
埼玉県中小企業団体中央会	10月24日	千葉県中小企業団体中央会	12月8日	東京都中小企業団体中央会	12月17日
埼玉県商工会連合会	10月24日	千葉県商工会連合会	12月8日	東京都商工会連合会	12月24日
神奈川県経営者協会	11月26日	山梨県経営者協会	12月2日	長野県経営者協会	12月12日
神奈川県商工会議所連合会	11月26日	甲府商工会議所	12月2日	長野県商工会議所連合会	12月1日
神奈川県中小企業団体中央会	11月26日	山梨県中小企業団体中央会	10月27日	長野県中小企業団体中央会	12月1日
神奈川県商工会連合会	11月26日	山梨県商工会連合会	10月27日	長野県商工会連合会	12月1日

【東京商工会議所 HP】



【埼玉県中小企業団体中央会 HP】



【補助金・交付金担当者を通じた働きかけ】

週休2日及び適正工期の実現に向けた取り組みに関する協力依頼文書、リーフレット及びチラシを各都県政令市の補助金・交付金担当者宛（都市局・住宅局所管）に送付し、交付決定を受けた事業者に対する働きかけを依頼。
併せて、9月から11月にかけて実施された都県政令市の補助金完了検査時において働きかけを実施。

関東地方整備局では、令和6年4月から適用された罰則付き時間外労働規制をはじめとした働き方改革について、令和5年度から引き続き厚生労働省との連携しながら建設業関係団体と意見交換等を行い、働き方改革が推進されるよう主に以下の取組を実施しており、令和8年度も継続して実施。

厚生労働省の取り組みに国土交通省が参画

① 建設業関係労働時間削減推進協議会の開催

- 各都県労働局が事務局となり、令和5年度より、1都8県で建設業労働時間削減推進協議会を開催
- 労働局、地方整備局をはじめ、都県、政令市、特殊会社などの各発注機関、建設業団体などが構成員
- 各構成員のそれぞれの取組状況を確認し、発注者、関係団体、行政機関が緊密に連携し、各都県の建設業における時間外労働の削減、働き方改革の推進を図ることを目的としている
- 令和8年度においても継続して実施。引き続き、特に民間発注者団体に対して、時間外労働の削減や適正な工期設定等について、各構成員が連携し働きかけを実施していく予定

【R7年度の各地の開催実績】

※ ☆印は民間発注者団体（商工会・経営者協会等）参加協議会

東京	R7.5.19	☆千葉	R7.6.13	☆長野	R7.6.16	☆群馬	R7.6.18	山梨	R7.6.20
☆栃木	R7.6.23	☆神奈川	R7.6.24	埼玉	R7.6.25	茨城	R7.7.3		

② 建設企業に対する労働時間等説明会の開催

- 各地の労働基準監督署が事務局となり、建設企業を対象とした改正労働基準法の説明会を開催
- 令和7年度は「適正工期ガイドブック」及び説明動画資料を提供。

③ 管内労働局との連名文書の発出

- 各都県内区市町村及び主要民間団体へ働き方改革等の実現に向けた協力依頼文書を発出

【連名文書発出状況】

※ 栃木は建設業関係労働時間削減推進協議会名で文書発出

茨城	R7.9.22	栃木	—	群馬	R7.11.28	埼玉	R7.9.1	千葉	R7.8.4
東京	R7.5.13	神奈川	R8.1.14	山梨	R7.10.24	長野	R7.8.26		

一般社団法人群馬県建設業協会

令和8年9月までの

活動状況のまとめ

令和8年9月14日（月） 国土交通省関東地方整備局との意見交換会

INDEX

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 実質事業量に関するアンケート調査 | …P.1 |
| ② 除雪体制の実態に関するアンケート調査 | …P.2 |
| ③ 経営レポートセミナー | …P.3 |
| ④ 敷島公園新水泳場 仮囲いデザイン・アートコンテスト | …P.4 |
| ⑤ 第12回新入社員研修 | …P.5 |
| ⑥ イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査 | …P.6 |
| ⑦ 行動指針2026 | …P.7 |
| ⑧ 第38回道路クリーン作戦 | …P.8 |
| ⑨ 「ぐんケン見張るくん」作動訓練 | …P.9 |
| ⑩ DXの推進とAIの活用に関するアンケート調査 | …P.10 |
| ⑪ 群馬県県土整備部との意見交換会 | …P.11 |
| ⑫ 令和8年7月17日・18日の記録的大雨災害 | …P.12 |
| ⑬ 知事と協会各支部の意見交換会 | …P.13 |
| ⑭ 令和8年度の新たな研修 | …P.14 |



2024年パリ五輪 柔道女子48kg級金メダリスト 柔道家 角田夏実

群馬県建設業協会環境すみずみパトロール隊ユニフォーム(R4全建協連ユニフォームデザインプロジェクト最優秀賞)

① 実質事業量に関するアンケート調査（令和8年2月4日）

調査期間：令和8年1月19日～1月28日

調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 275社 回答社数：258社（回答率93.8%）

■国交省の工事については受注件数が増加した企業が27%、減少した企業が41%。受注額では増加した企業が32%、減少した企業が54%になった。
※受注件数が同数でも受注額を減少させている企業が多く、発注ロットが小さくなっていると考えられる。

■約3割の企業が金利の上昇に対して資金調達に不安を抱いている。前払金や中間前金制度の拡充、工事完成から入金までの事務処理の短縮が望まれる。

R8.1.7 建設通信新聞

実質事業量 暗雲晴れず

2026年
展望
業界団体

2005年5月、閣議決定された。首相が明かしたところ、今年度補正予算。衆議の庄は、事業費は200億以内、と定められていた。大國士強精に実施当初計の初年度三分の二の費額に集中した。23年度の改進黨憲法基法の成立後、全国建設業協会、日本建設業連合会の業界団体は長きにわたり、さまざまな建設を重宝してきたの法計則から脱却した。しかし、結果は決て満足した。一層それを切り替えて次の当否を際付けたい。」「こんな事も漏れ」

心にもな、自分の希望規模になったのが理由だ。

ある業種全体の部数は、真夏の増量需要にたつた今、今後も増量需要を手をそろえていける間接業者はほとんど確信が持てない。何となく仕事を確保しなければならぬという頭を悩ませ、工事費が増加している防犯カメラ設置など、いわゆる国交省事業以外の参入層のニーズも、長年性にもあて狙いを通ずるべき。必要の態で思い通りのコスト削減は深刻だが、改めて掲げる「日、日」は35年度に99万人の人のための足指労働者不足と、それをカバー不足は生理的という一語を巧く、また、労働人口が減少し、社会の重要な人材層が減少し、

担い手確保へ「布石打つ」

実質事業量の減少が招く地域建設業のリスク

建設資材や人件費の上昇が続くと……

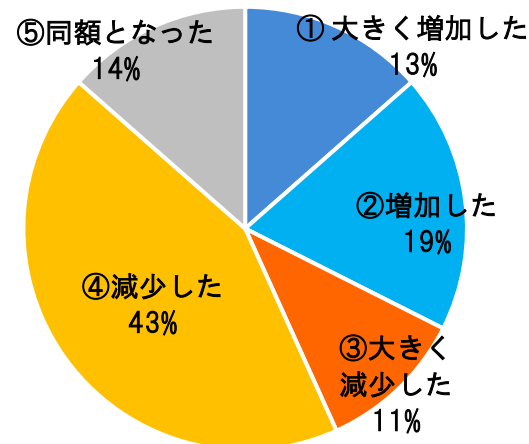
毎年度の予算規模が一定となっている
公共事業予算全体が実質的に減少

地域の建設業が受注している地域密着型公共事業の実質事業量も減少

受注額が減少することで地域建設業の経営基盤が弱体化し衰退

災害時の緊急対応やインフラの老朽化対策ができなくなる

地域の安全・安心の確保ができなくなり地域が崩壊する



アンケートを踏まえた提言 (R8.2.4)

持続可能な地域建設業に向けて

～実質事業量に関するアンケート調査結果より～

資材価格や人件費の上昇を上回る 公共事業予算の確保

注文者の納得と理解、そして工事価格 の上昇に耐えうる強い社会の構築

工事代金の入金が
スピーディーに行われる仕組みづくり

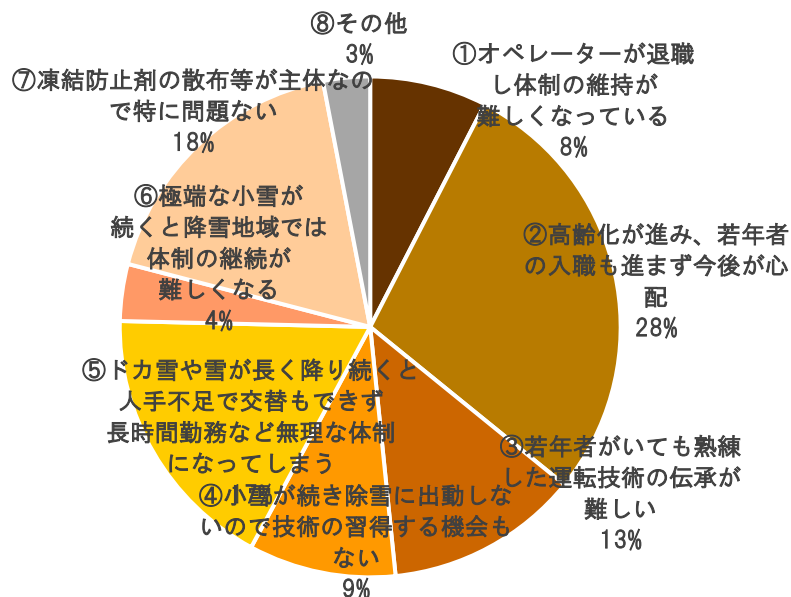
令和8年2月4日
一般社団法人群馬県建設業協会

POINT!  **実質事業量の減少とともに公共事業を主体とした地域建設業の厳しさが拭えない状況←価格上昇に応じた事業量の確保**

② 除雪体制の実態に関するアンケート調査 (令和8年3月3日)

調査期間：令和8年2月12日～2月20日 調査対象：(一社)群馬県建設業協会本部会員 275社 回答社数：257社 (回答率93.5%)

除雪車両のオペレーターに関する課題



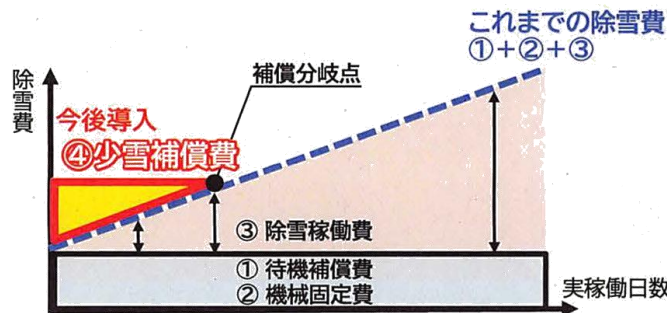
Phase③ 現状から想定されるリスク



令和8年3月3日
一般社団法人群馬県建設業協会

小雪時の最低補償制度の導入 (R8. 3. 25 知事との意見交換会資料「県内建設業支援に関する公共事業投資の現状と展望」より)

除雪待機・機械固定費に対する補助を継続するとともに、令和8年度は、**小雪時における最低補償制度の導入**についても検討を開始する(小雪時における最低補償制度導入済自治体は青森・新潟・福島の3県)



R8.3.25 山本知事との意見交換会

POINT! 今年は群馬は栃木よりも雪の量が少なかった
POINT! 関東エリアで最初の最低補償制度の導入へ (3月25日群馬県知事)

③ 経営レポートセミナー（令和8年3月18日）

重要な経営資源であるヒト・モノ・カネの10種類の財務指標で経営を分析

- 群馬県建設業協会と群馬県建設業青年経営者部会との共催
- 令和4年度から開催、**4年間で77社・123名が受講**、毎年リピート参加する企業も多数
- 経営事項審査や入札落札データを基に企業毎のテキストを作成



POINT! ビッグデータを基に企業別のテキストを作成、
自社のポジションを可視化して解説

④ 敷島公園新水泳場 仮囲いデザイン・アートコンテスト (令和8年3月26日)

仮囲いのデザイン・アートを通じて「湯けむり国スポ・全スポぐんま」へのわくわく感を醸成

- 主催：群馬県、共催：（一社）群馬県建設業協会
- 建築家・内藤廣氏をはじめとした著名な審査員
- 地方開催にもかかわらず県内以外から79点・106人の応募
- 令和8年3月26日の最終審査では、最終選考に残った9作品の公開プレゼンテーションが行われた
- 島根大学の応募者「ネットと審査員で応募してみようと思った」
- 建設に対する学生のエネルギーが伝わるコンテスト

行政が企画・運営したことがポイント



会場隣のホールに作品のパネルを掲示



プレゼンテーションの様子

POINT! 業種間の賃上げ競争だけではない、建設業のやりがい発信を

⑤ 第12回 新入社員研修 (令和8年4月9日)

技術者・技能者・事務関係者など、建設業界の幅広い職種の新入社員が参加

- 群馬県建設業協会と群馬県建設産業団体連合会との共催
- 平成26年から実施（R2年度はコロナ禍で中止）
- 令和8年度の参加者は73名



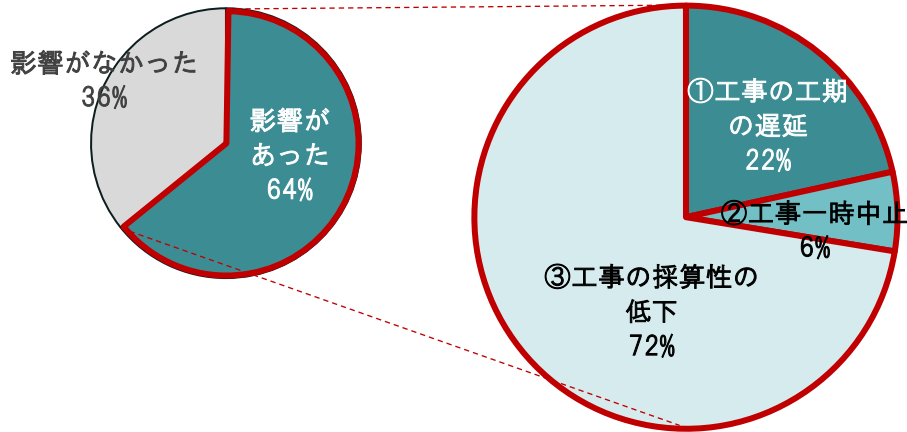
POINT! 社会人としての必要な知識・マナーを習得し、1日も早く業界第一線で活躍する人材に育成

⑥ イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査 (令和8年4月30日)

資材や燃料類の入荷が厳しくなることで生じる実施中の工事への影響とその内容

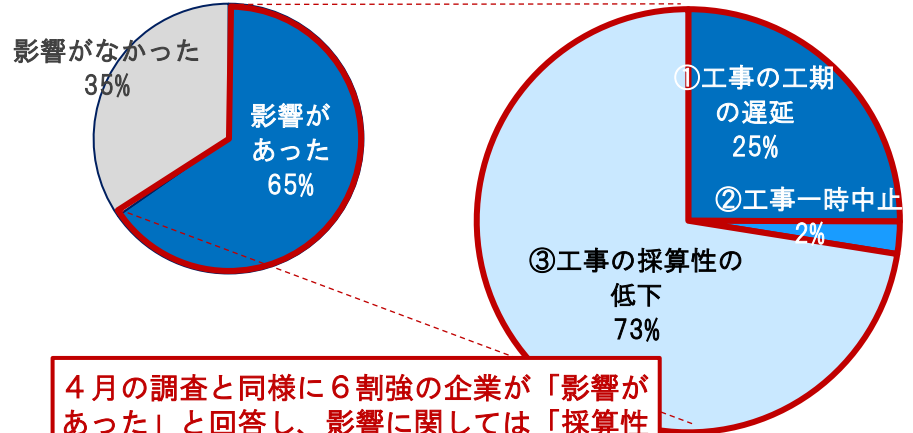
令和8年4月調査

調査期間：令和8年4月20日～4月24日
調査対象：(一社)群馬県建設業協会本部会員 272社
回答社数：235社 (回答率86.4%)



令和8年6月調査

調査期間：令和8年6月18日～6月30日
調査対象：(一社)群馬県建設業協会本部会員 272社
回答社数：242社 (回答率89.0%)



4月の調査と同様に6割強の企業が「影響があった」と回答し、影響に関しては「採算性低下」が73%、「工期の遅延」が25%、「工事の一時中止」が2%となっている

POINT! 浮き彫りになってきた脆弱なサプライチェーンに支えられた地域密着型中小建設業と異常気象による災害対応の更なる強化とのジレンマ

POINT! 単品スライドなどの既存制度では追い付かない価格変動と工期の遅延

R8.5.1 読売新聞

建設業者が価格高騰や入荷遅延に悩む上位5資材と回答社数

価格高騰	入荷遅延
塩化ビニール管 130	塩化ビニール管 16
アスファルト合材 133	建築材料 80
軽油 108	シーリング材・防水材 70
断熱材 105	断熱材 45
シーリング材・防水材 74	アスファルト合材 45

県建設業協会は30日、中東情勢の影響で資材の入荷が難しくなり、実施中の工事や「影響がある」と回答した建設業者の割合が64.3%（144社）に上るとの調査結果を公表した。協会では影響を受けやすい中小事業者のリスクを軽減するため、公共事業への工期遅延などの柔軟な対応を求めている。影響の内容として「採算性低下」が最も多かった。業者からは「民間工事価格上昇や遅延を完全に理解しても（影響はない）は35.7%（79社）だった。価格が高騰し、困っている資材としては、水道管などに使われる塩化ビニール管を挙げ、業者が最も多くアスファルト合材、軽油と続いた。入荷遅延も塩化ビニール管が最も多く、建築材料が2位だった。調査は4月20日、24日、協

中東情勢「影響ある」64.3%
県建設業協会「採算低下」工事336件

アンケートを踏まえた提言 (R8.4.30)

イラン・中東情勢により大きな影響を受けやすい地域の中小建設業のリスクヘッジ
～イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査より～

特に公共事業は変化に対してON TIMEで対応してもらいたい (工期遅延、一時中止、増加する経費・現場管理費等)

変化する材料価格に対して実勢にあわせた見積り単価の活用やスライド制の適用

危機的な大きな変化に対する制度設計の検討

地域の建設業応援宣言ポスターと行動指針 2026

- 昨年に続き、群馬に縁のある柔道家・角田夏実選手を広報大使として起用
- 環境すみずみパトロール隊ユニフォームを着用してもらい、群馬の強さを重ね合わせたイメージアップポスター
- ポスター発行部数は各3,500枚で、学校をはじめ官庁や会員及び一般の方へ広く配付
- 2026年度の行動指針には、建設業の安全なサプライチェーン維持の観点から、「**中小建設業の情報セキュリティ研修会**」開催や、「**AIの広がり**」を踏まえた利活用促進とリスク管理などを追加



**ハード・ソフト
の両面から、
より強靱な災
害対応組織力
を構築**



⑧ 第38回 道路クリーン作戦 (令和8年5月29日／ゴミゼロの日)

昭和63年から毎年実施している地域貢献活動

- 県下一斉に実施
- 道路清掃、ゴミ・空き缶除去、カーブミラー清掃
- 作業実績 ・ 作業人数 **1,739人** ・ 回収量 **不燃物：2,912kg, 可燃物：5,057kg**
- 環境すみずみパトロール隊(GKG)による安全点検実施 (GKG参加人数：102人)
- 群馬県や国土交通省など、行政も一緒になって参加



県内の道路環境を整える取り組みとして高く評価



県内全域の環境がランクアップした雰囲気になる効果

道路クリーン作戦とあわせて実施する災害訓練

- 道路清掃作業を“災害時のパトロール”に見立て、災害情報共有システム「ぐんケン見張るくん」で情報発信
- 「X」（旧Twitter）による作業状況の投稿
- 「ぐんケン見張るくん」への総投稿数：995件

(一社)群馬県建設業協会【公式アカウント】
@gunken000

#クリーン作戦

作業開始

藤岡市藤岡

当協会会員企業の女性職員で組織する「環境すみずみパトロール隊」も道路クリーン作戦に参加いただいています！

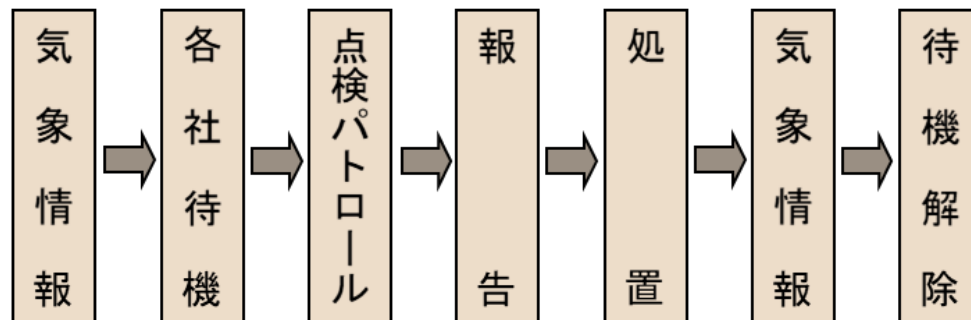
@藤岡支部事務局周辺

#群馬県建設業協会 #

2026/05/29 09:01 1



＜災害協定に基づいたフロー＞



地域に精通した 建設業協会員

災害対応のセミプロ

ポイントを押さえた
点検パトロールと迅速な応急措置

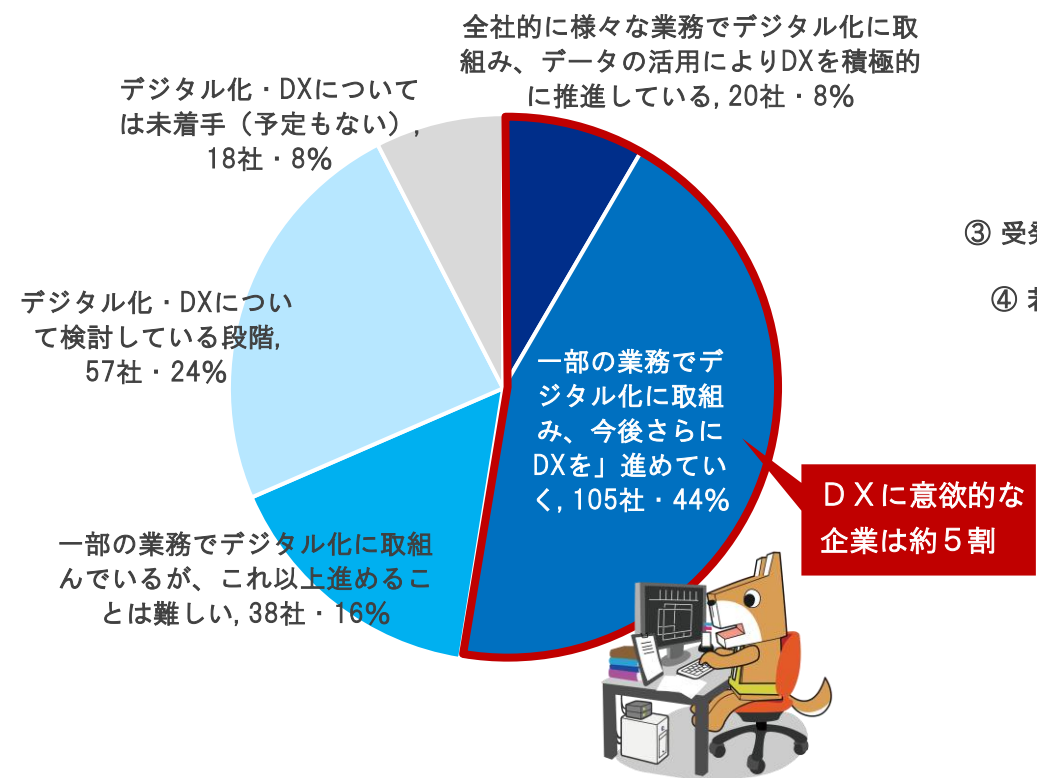
POINT! 見えない会員の活動をIT化による「見える化」

POINT! 災害時に備えて、訓練は確実に実行しておくこと

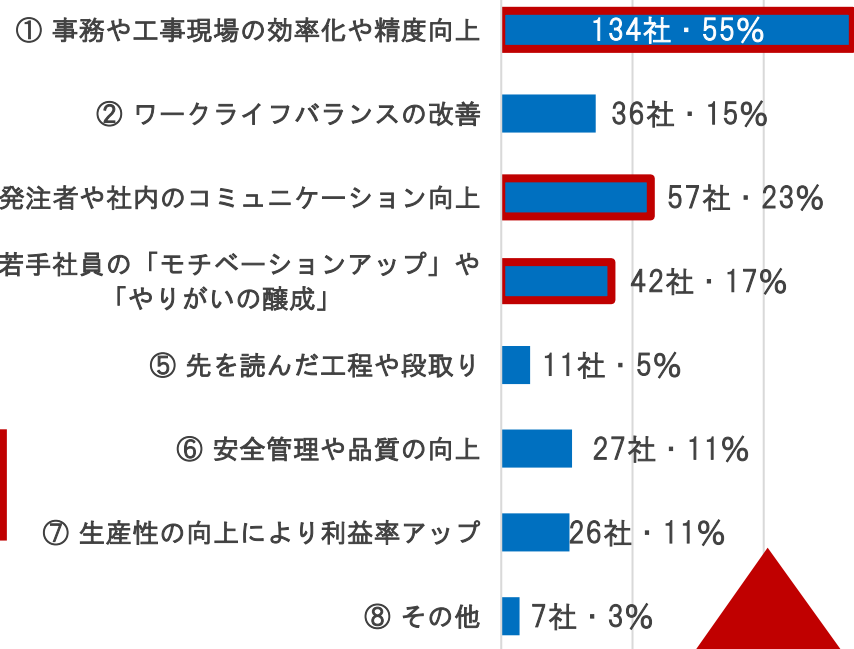
10 D Xの推進とA Iの活用に関するアンケート調査 (令和8年7月15日)

調査期間：令和8年6月17日～6月30日 調査対象：（一社）群馬県建設業協会本部会員 272社 回答社数：243社（回答率89.3%）

工事現場・オフィスのデジタル化・DXの状況（ICT施工含む）



デジタル化・DXを進めたことでよかった点



6割弱の企業が効率化や精度向上（①）など、本来の目的に見合った成果を挙げているほか、コミュニケーションツール（③）や若手のやりがい（④）につながる効果もあることが分かった。

POINT! A I 活用の調査を発表したのは群馬が初めて

POINT! 県工事でI C T・D Xに取り組んでいる企業のレベルが高い（品質とセット）

POINT! 顔の見える（つくり方で）D X

68 (p.10)

各支部の特色を踏まえた対面ならではの踏み込んだ意見交換会

- 令和8年度は6月25日の沼田支部を皮切りに各支部において対面で実施
- 令和7年度に引き続き令和8年度も意見交換会の成果をさらに高めるために総括意見交換会を開催し、知事同席のもと、県土整備部長から要望等に対する回答を受領予定



R8.7.6 富岡支部



R8.7.17 渋川支部



地域の課題や取組みの成果を相互に確認・協議

⑫ 令和8年7月17日・18日の記録的大雨災害

群馬県東部を中心とした大雨における「ぐんケン見張るくん」の活用

- 太田市付近では1時間に約100ミリの猛烈な雨をレーダーで解析し、桐生市では日最大降水量（1時間、3時間、6時間）で観測史上1位を更新、伊勢崎市では3時間および6時間降水量で7月としての1位を更新（前橋地方気象台の気象概況より）
- この大雨に関する「ぐんケン見張るくん」投稿数は**109件**、X投稿数は**34件**



(一社)群馬県建設業協会【公式アカウント】
@gunken000

#豪雨

作業中
伊勢崎市境 県道312号太田境東線
排水ポンプ車出動
#群馬県建設業協会 #群馬県 #建設業

2026/07/18 01:19 1

インプレッション

9,460



午前2:35・2026年7月18日・9,453 件の表示



(一社)群馬県建設業協会【公式アカウント】
@gunken000

#豪雨

作業中
伊勢崎市境三ツ木 県道312号太田境東線
早川（三ツ木橋）排水作業中
#群馬県建設業協会 #群馬県 #建設業

2026/07/18 05:07 1

インプレッション

80,392



3 191 591 8万



(一社)群馬県建設業協会【公式アカウント】
@gunken000

#災害

パトロール/状況報告
前橋市 桂川 増水
#群馬県建設業協会 #群馬県 #建設業

2026/07/20 08:11 1

インプレッション

3,042



午前9:40・2026年7月21日・3,036 件の表示

※インプレッション：投稿がユーザーの画面に表示された回数を指す

POINT! 災害対応とともに現場からの確度の高い情報をリアルタイムに発信

知事と協会各支部の意見交換会（令和8年8月3日～）

「ぐんま県土整備プラン2025」に基づく令和9年度予算編成に向けた要望などについて意見交換

- 令和8年8月3日より、5日間かけて全12支部で実施
- 知事からの主な説明事項
 - ・ 建設業は県民の幸福を支えるパートナー
 - ・ 昨年度の意見交換を踏まえた対応・成果
 - ・ 公共事業予算（令和8年度当初予算・令和7年度補正予算等）



R8.8.3 沼田支部



R8.8.5 安中支部



県民の安定的な生活の確保に欠かせない「建設業」を知事自らの言葉で評価（エッセンシャルワーカー認定、災害対応組織力の強化、地域密着型事業量の確保など）

14 令和8年度の新たな研修

ICTアップデート研修

- 令和8年6月26日 開催
- i-Construction 2.0への移行を踏まえた研修
- i-Con 2.0やICT施工Stage IIの考え方、先進事例の紹介など、地域建設業が進むべき方向性を紹介



ICTアップデート研修
一般社団法人群馬建設業協会 主催 群馬県建設業青年経営者協会 協力

2026
6/26 金
13:00-16:00

会場 群馬建設会館2階ホール
参加費 無料
定員 100名

申し込みは
5月19日（金）まで
(5/19 15:00まで)

申し込みQRコード

国土交通省は建設現場の生産性向上（省人化対策）を更に一歩進め、令和6年度から「i-Construction 2.0」の取組を推進しています。
今回、取組の推進から考え、先進事例の紹介を踏まえ、今後、現場取組が進むべき方向性を紹介します。

セミナー内容

- 「i-Construction 2.0（ICT施工Stage II）」の構築と、建設現場の生産性向上に向けた取組について
群馬県建設業協会 会長 堀江 隆
- i-Construction 2.0 最新の現場活用事例紹介
「i-Construction 2.0」の活用事例について
一般社団法人日本建設業振興協会 会長 堀江 隆
- 現場取組上の課題にある考え方「195」
日本建設業振興協会 会長 堀江 隆

その他

- Google Mapに「建設現場」を登録したい
「建設現場」の登録方法について説明し、実際に登録、活用
- 建設現場のセキュリティ対策について説明し、実際に活用
- 建設現場のセキュリティ対策について説明し、実際に活用

主催 群馬建設業協会 後援 国土交通省 一般社団法人全国建設業協会

中小建設業のためのセキュリティ対策セミナー

- 令和8年8月18日 開催
- 経産省が進めるSCS評価制度を踏まえた研修
- 全ての企業が最低限実装すべきセキュリティ対策として、基礎的な組織的対策とシステム防御策を中心に解説
- セキュリティ対策の強化で企業価値が向上（信頼性や事業継続性の向上、ブランド強化など）
- セキュリティが整備されるとAI活用やDXを安全に進めるための基盤が安定
- 全国建設業協同組合連合会が企画し、他県でも開催予定（盛岡、八戸、鹿児島、長野など）




リスク管理とDX・企業価値の向上
セキュリティ対策（SCS）評価制度に対応して選ばれた企業に！

全国建設業協同組合連合会が提供する
**中小建設業のための
セキュリティ対策セミナー**

主催 全国建設業協同組合連合会 後援 国土交通省 一般社団法人全国建設業協会

<https://www.zenkenkyoren.or.jp/>
〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-4-5 東京建設会館2F
電話 03-3553-9194 / Fax 03-3553-3805
Mail jmkkyoku@zenkenkyoren.or.jp

POINT! 建設業をとりまく環境の変化や社会的ニーズに応えるための学びの機会を提供

72 (2.14)

要 望

対応状況

整備局資料－ 3

第三次・担い手3法

品確法に基づく発注者の
責務の周知徹底

第三次・全国統一指標の取組状況のフォローアップ (関東ブロック発注者協議会)

令和7年12月1日に第三次・全国統一指標を策定し、R11年度の目標達成に向けR7年度の実施状況を把握し、取組事例の情報交換を行うなどの連携を図り、発注者間の協力体制を強化

働き方改革・担い手確保
施工時期の平準化の推進

第三次・全国統一指標(地域平準化率)推進 (関東ブロック発注者協議会)

稼働件数4～6月の閑散期の稼働件数のボトムアップ、1～3月の繁忙期は稼働件数のピークカットに取り組む

働き方改革・担い手確保
担い手確保の取組推進

官民一体の担い手確保意見交換会

令和7年2月に建設業団体・都県・政令市・関東地整が意見交換を実施し、令和7年6月に連携事項を申し合わせ

学校関係者向けインフラPR現場見学HP開設

令和7年4月から学校関係者向けに関東地方整備局のホームページで現場見学のページを公開(R8.8末:1都8県54現場を紹介)

要 望

入札契約

発注方式への要望

持続可能な
事業環境の確保
地元企業が受注しやすい発注

i-Construction
(建設生産性の向上)
BIM/CIMの活用促進

対応状況

一括審査の拡大

受発注者の負担軽減のため一括審査・段階選抜の継続

技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用拡大

電線共同溝工事にて、ECI方式を採用(R8.6公告)

不調不落対策として公募型指名競争入札を拡大 (自治体実績チャレンジⅡ型を採用)

令和8年8月から公募型指名競争入札の評価方法に、自治体実績チャレンジⅡ型を新設。新規契約実績や地域精通度・地域貢献度を重視し地元企業の新規参入を促進

熟練技術者の活用

令和8年8月から監理技術者の経験を持つ熟練技術者の活用を評価し、工事品質の向上に加え、若手技術者・女性技術者への技術・承継促す

BIM/CIM関連の試行状況

R6.7～ BIM/CIM3次元設計試行：3次元設計手法の有効性を検証

R7.4～ BIM/CIM積算試行：積算プロセスの効率化を試行

R7.7～ 3次元モデル契約図書化試行工事：3次元モデルを契約図書化する仕組みを検証

働き方改革・担い手確保
週休2日の推進

多様な働き方の実現に向けた支援

令和8年度からは、従来の週休2日としての働き方の他、気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方など、多様な働き方の実現を目指していく

工期変更・精算対応

令和7年度から天候等による作業不能日以上に休止せざるを得なかった場合、実態に応じて工期を変更し、延長日数に応じて精算

設計積算
現場条件を踏まえた
適切な設計積算

「設計変更ガイドライン総合版」リニューアル

令和6年度改正品確法を反映し、令和7年3月に「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」を刷新

監督検査
書類の簡素化

「土木工事電子書類スリム化ガイド」更新

新たな受注者アンケート調査結果を踏まえ、要望のあった施工体制台帳に添付する書類(雇用関係証明等)の明確化等を行い、令和8年3月に更新

関東地方整備局との意見交換会（9月14日） 議題

1. 単品スライド条項の適用について

単品スライド条項を適用する場合「残工期が2か月以上あること」が要件になりますが、特にアスファルト舗装工事では、工期末の直前（2か月未満）にアスファルト合材を調達するケースが多い状況です。

このような場合、資材の購入価格や数量が確定し、「請負代金額の1.0%を超える変動」を受注者が把握し、証明が可能となる時点では、既に残工期が2か月を切っており、制度上、請求が困難となってしまいます。

昨今の中東情勢を考慮した物価高騰対策として、残工期が2か月未満となった工事であっても、調達実態や合理的な理由が認められる場合には、スライド協議に応じるなど、柔軟な制度運用について検討していただきたい。

2. 地域建設業の維持に向けた環境整備について

人口減少が進む地方部にある地域建設業は、人材不足、低調な民間の建設需要、そして公共事業においては実質事業量が減少するなか、厳しい経営環境に置かれ、倒産・廃業する事業者は増加傾向にあります。

一方、地域建設業は、災害発生時に現場へ、いち早く到着し、地域を熟知していることから災害対応も迅速かつ的確に行うことが可能です。頻発化、激甚化する災害への対応力を強化するためにも地域建設業の持続可能性の確保が必要です。

こうしたことから、改正品確法では、地域建設業を維持する環境を整えるため「地域の実情を踏まえ、適切な条件、規模で工事発注」と定められました。そのため国交省直轄工事が減少傾向のなか「群馬県内の工事については、群馬県に本店を有する企業」を対象とするなど地域要件を考慮した入札・契約方式を採用していただきたい。

3. 監理技術者の育休取得に係る「途中交代」と「現場不在」について

若者の建設業への入職促進を図るには、働き方改革は不可欠であり、週休2日制はもとより休暇の取得が容易な職場環境の整備が必要です。特に男性の育児への積極的な参加が望まれる現状においては、男性の監理技術者においても2週間から1か月程度の育児休暇の取得が可能となる働き方が必要です。

現状においては、1か月の育児休暇を取得する場合には、監理技術者の途中交代が必要となり、公平性の観点から入札時に示した技術者と同等以上の工事経歴や資格を持つ技術者に限定されてしまいます。加えて育児休暇取得の申し出が2か月前など直前のなる場合が多く、技術者の数が少ない企業においては交代要員の確保も厳しい状況です。

一方、短期間であれば、現場を不在にしても代理の有資格の技術者を配置するなど「適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない」となっています。こうしたことから、監理技術者の1か月以下の育児休暇の取得に関しては、途中交代ではなく、現場不在の扱いとして対応できるよう検討していただきたい。

4. 担い手確保のための環境整備について

改正品確法においては、第26条で「担い手を確保するため国や地方公共団体は、職業訓練を実施する者に対する支援、高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進など必要な環境整備を講ずるよう努めなければならない。」となっています。また、第31条では

「国や地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、担い手の活動の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動など必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」となっています。

そのため担い手確保に向け、国、県及び建設業協会が更に連携を高めて取組む必要がありますが、今後、国として何か新しい取組を進める予定があるのか教えてください。

5. 災害協定に基づく労災保険料の積算について

改正品確法においては、災害協定に基づき災害応急対策工事を実施する受注者は、その工事に従事する者の業務上の負傷に対する補償に必要な金額を担保するために適切な保険契約を結ぶ必要があり、発注者はその保険料を設計計上する責務がある。となっています。そして、令和8年度の積算基準の改定において、保険料の設計計上にあたっては事例が少ないために、見積により現場管理費に上乗せして積算することが示されました。

しかしながら、災害協定に基づく災害応急対策工事への要請、出動は、工事契約を待たずに行うものであり、保険料の積算をどのような場面で行うのか不明です。また保険料の見積徴収するにしても条件等も解りません。つきましては災害時の労災保険料の積算について、具体的な内容や手順を教えてください。

令和８年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回 答
1. 単品スライド条項の適用について ■単品スライド条項を適用する場合「残工期が２か月以上あること」が要件になりますが、特にアスファルト舗装工事では、工期末の直前（２か月未満）にアスファルト合材を調達するケースが多い状況です。 このような場合、資材の購入価格や数量が確定し、「請負代金額の１．０％を超える変動」を受注者が把握し、証明が可能となる時点では、既に残工期が２か月を切っており、制度上、請求が困難となってしまいます。 昨今の中東情勢を考慮した物価高騰対策として、残工期が２か月未満となった工事であっても、調達実態や合理的な理由が認められる場合には、スライド協議に応じるなど、柔軟な制度運用について検討していただきたい。 単品スライド条項を適用する際の「残工期が２か月以上」という要件については、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続期間を確保するために設けているものです。そのため、これらの期間が確保できる場合や、最終的な数量確定に時間を要する場合などであっても、受発注者間で必要な調整が可能であれば柔軟に対応することとしています。 円滑な調整を行うため、おそれ情報の提供や事前相談について、速やかに実施していただきますようご協力をお願いいたします。

令和 8 年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回 答

2. 地域建設業の維持に向けた環境整備について

■人口減少が進む地方部にある地域建設業は、人材不足、低調な民間の建設需要、そして公共事業においては実質事業量が減少するなか、厳しい経営環境に置かれ、倒産・廃業する事業者は増加傾向にあります。

一方、地域建設業は、災害発生時に現場へ、いち早く到着し、地域を熟知していることから災害対応も迅速かつ的確に行うことが可能です。頻発化、激甚化する災害への対応力を強化するためにも地域建設業の持続可能性の確保が必要です。

こうしたことから、改正品確法では、地域建設業を維持する環境を整えるため「地域の実情を踏まえ、適切な条件、規模で工事発注」と定められました。そのため国交省直轄工事が減少傾向のなか「群馬県内の工事については、群馬県に本店を有する企業」を対象とするなど地域要件を考慮した入札・契約方式を採用していただきたい。

工事の競争参加資格要件のうち地域要件の設定については、競争性の確保を図る必要があることから、施工箇所が「県境付近 又は 隣接県を跨ぐ場合」や、「不調不落が想定される場合」を除き、施工県内に本店・支店・営業所が存在することとしております。引き続き、地域要件の設定については、工事状況を踏まえつつ、適切に設定してまいります。

なお、地域に根ざし住民に信頼が置かれている企業による施工が円滑な工事、良質な施工に繋がると考えられる場合においては、地域精通度を評価項目に追加して評価を行う『地域密着工事型』を広く適用しているところです。

『地域密着工事型』の総合評価では、企業の技術力の評価項目として地域精通度（緊急時の施工体制）を設定しており、施工県内の本店の有無を評価しています。

地域に精通した企業の施工による工事の品質向上、円滑化を図るため、『地域密着工事型』など地域精通度を評価する発注を積極的に適用するように努めてまいります。

令和 8 年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回 答

3. 監理技術者の育休取得に係る「途中交代」と「現場不在」について

■若者の建設業への入職促進を図るには、働き方改革は不可欠であり、週休 2 日制はもとより休暇の取得が容易な職場環境の整備が必要です。
 特に男性の育児への積極的な参加が望まれる現状においては、男性の監理技術者においても 2 週間から 1 か月程度の育児休暇の取得が可能となる働き方が必要です。
 現状においては、1 か月の育児休暇を取得する場合には、監理技術者の途中交代が必要となり、公平性の観点から入札時に示した技術者と同等以上の工事経歴や資格を持つ技術者に限定されてしまいます。加えて育児休暇取得の申し出が 2 か月前など直前のなる場合が多く、技術者の数が少ない企業においては交代要員の確保も厳しい状況です。
 一方、短期間であれば、現場を不在にしても代理の有資格の技術者を配置するなど「適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない」となっています。こうしたことから、監理技術者の 1 か月以下の育児休暇の取得に関しては、途中交代ではなく、現場不在の扱いとして対応できるよう検討していただきたい。

監理技術者の「途中交代」及び「現場不在」につきまして、現在の「監理技術者制度運用マニュアル」においては、

「途中交代」は、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等の場合など、発注者との間で合意する必要がある、ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。

「現場不在」は、研修、講習、試験等への参加、休暇の取得など、短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保できる場合は差し支えない。

とされています。

若者の建設業への入職促進、働き方改革に向け、男性が育児への積極的に参加できる環境を整えるため、ご指摘を踏まえ、他の発注機関の事例についても参考にしつつ、検討してまいります。

令和 8 年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回 答

4. 担い手確保のための環境整備について

■改正品確法においては、第 26 条で「担い手を確保するため国や地方公共団体は、職業訓練を実施する者に対する支援、高等学校等と民間事業者及び建設業者団体等との間の連携の促進など必要な環境整備を講ずるよう努めなければならない。」となっています。

また、第 31 条では「国や地方公共団体は、建設業者団体等と連携しつつ、担い手の活動の重要性に関する国民の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動など必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」となっています。

そのため担い手確保に向け、国、県及び建設業協会が更に連携を高めて取組む必要がありますが、今後、国として何か新しい取組を進める予定があるのか教えてください。

関東地方整備局としては、現場見学会が建設業の魅力発信やイメージアップに効果的であると考えており、令和 7 年 4 月より、学校関係者向けの現場見学ホームページを開設し、参加いただいております。（令和 8 年 8 月末時点:54 現場）

担い手確保・育成のための広報活動の一つとして、平成 28 年から始めた「技術者スピリッツ」は、今年で 10 年目を迎え、これまでに 600 名を超える技術者を紹介しております。引き続き、世界に一つだけの工事に多方面から携わる技術者に光をあて、紹介してまいります。

また、栃木県では令和 7 年 5 月に「建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会」を創設し、建設業協会、大学、県、国が担い手確保に向け連携した取組を進めており、令和 8 年度も連携した取り組みを継続するとともに、関東ブロック発注者協議会にて国、県、建設業協会が連携した取り組みについて情報共有することで、新しい取り組みが推進するよう努めて参ります。

関東甲信地域の建設業者団体、都県・政令市、関東地方整備局が、地域の守り手である建設業の持続的な発展と担い手の確保に向けて、令和 7 年 6 月に交わした「建設業の担い手確保に向け連携して取り組む事項について」に基づき、市区町村や民間発注者団体への働きかけを実施しており、今年度においても、本申し合わせに基づき、週休 2 日の推進や建設業の魅力発信などの取組を継続して実施してまいります。

令和8年度（一社）群馬県建設業協会との意見交換会 回答

提案テーマ 及び 回 答

5. 災害協定に基づく労災保険料の積算について

■改正品確法においては、災害協定に基づき災害応急対策工事を実施する受注者は、その工事に従事する者の業務上の負傷に対する補償に必要な金額を担保するために適切な保険契約を結ぶ必要があり、発注者はその保険料を設計計上する責務がある.となっています。そして、令和8年度の積算基準の改定において、保険料の設計計上にあたっては事例が少ないために、見積により現場管理費に上乗せして積算することが示されました。

しかしながら、災害協定に基づく災害応急対策工事への要請、出勤は、工事契約を待たずに行うものであり、保険料の積算をどのような場面で行うのか不明です。また保険料の見積徴収するにしても条件等も解りません。

つきましては災害時の労災保険料の積算について、具体的な内容や手順を教えてください。

発災直後の迅速な現場対応が求められる災害応急対策工事については、ご認識のとおり、災害協定に基づき、出勤の要請により着手し、遅滞なく随意契約を締結することとなります。

また、令和8年度積算基準の改定における「災害協定に基づく労災保険等の積算」については、「品確法に適合した保険契約実績が少ないことから、当面は受注者(または契約予定者)から当該保険料に関する見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上することで積算に反映する」こととしています。

なお、実態を確認したところ、見積りを徴収し、現場管理費に上乗せ計上する積算方法については、様々な課題があることが見えてきたため、当面は、「品確法に適合した保険料」を含む「応急復旧の実施内容に応じた災害応急対策工事の見積書」を随意契約の締結前までにご提出いただくことにより、現場の実情に応じ、妥当性を確認したうえで、適切に積算に反映できるように努めるとともに、引き続き制度設計の検討を進めてまいります。

一般社団法人群馬県建設業協会

自由討議資料

令和8年9月14日 国土交通省関東地方整備局との意見交換会

INDEX

- ①国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケート調査 …P.1
- ②ICT活用工事に関するアンケート調査 …P.2
- ③イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査 …P.3

協会資料-3

写真: 令和8年度群馬県建設業青年経営者部会
「建設業イメージアップ写真コンテスト」最優秀賞
(株)高長組「LET'S CO!」(レッツ コ)

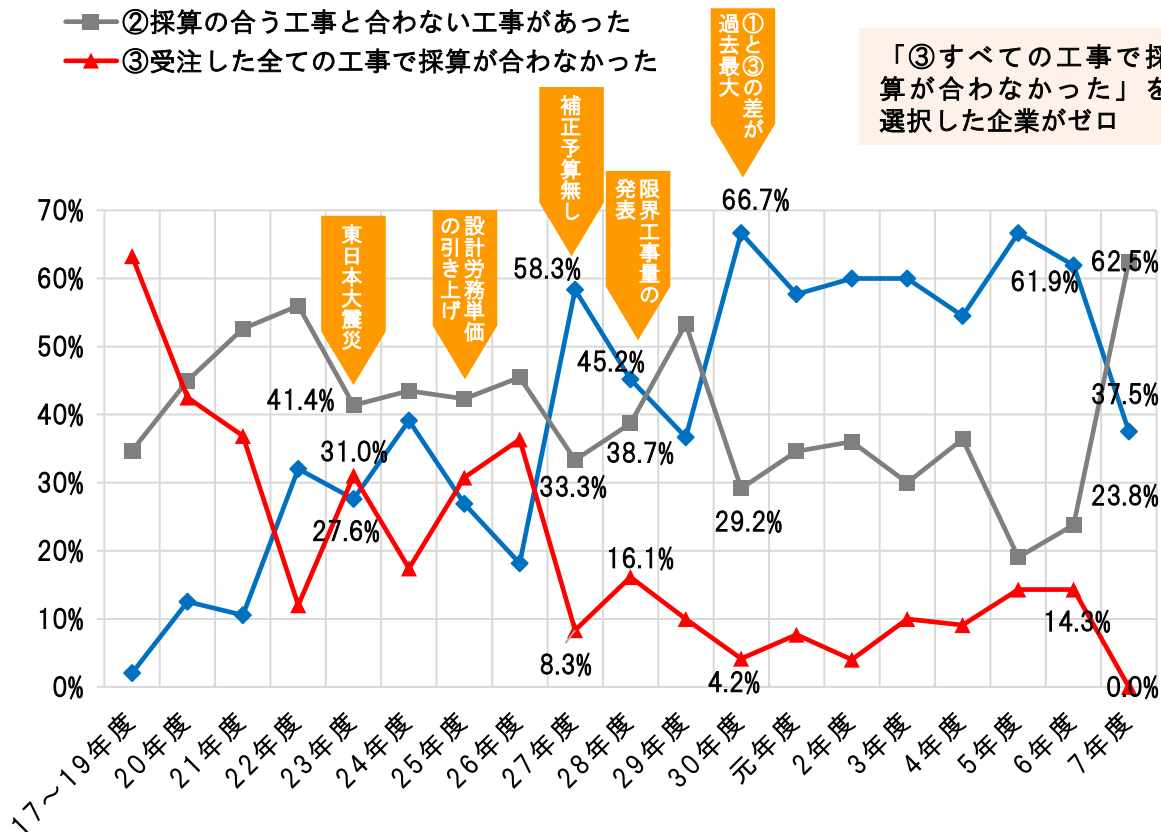
① 国土交通省直轄工事の採算性に関するアンケート調査

調査期間 令和8年8月19日～8月27日

調査対象 国土交通省の入札参加資格を有する建設業協会員 155社 内有効回答 16社

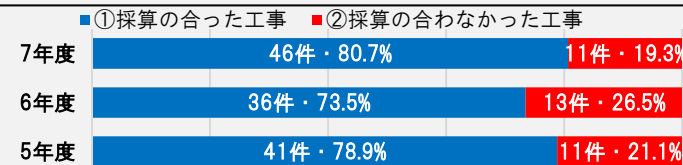
国土交通省の直轄工事を受注した際の採算性

- ①全ての工事で採算が合った
- ②採算の合う工事と合わない工事があった
- ③受注した全ての工事で採算が合わなかった



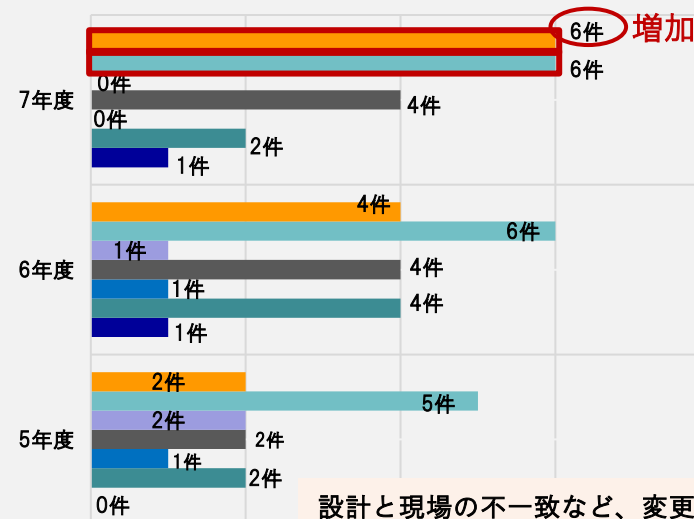
採算の合わない原因として、着工の遅れや一時中断などの工期延長に伴う間接費増大が昨年度よりも増加傾向

参考①：工事数



参考②：採算の合わない原因（複数回答）

- ①着工の遅れや一時中断等が原因の工期延長に伴う間接費の増大
- ②設計と現場との不一致が原因の変更作業等に伴う直接・間接費の増大
- ③提出書類作成作業の負担増等による間接費の増大
- ④予定価格・積算条件が現場の実態に即していない
- ⑤設計労務単価（交通誘導員等）の経費不足
- ⑥競争激化による低単価での受注
- ⑦その他



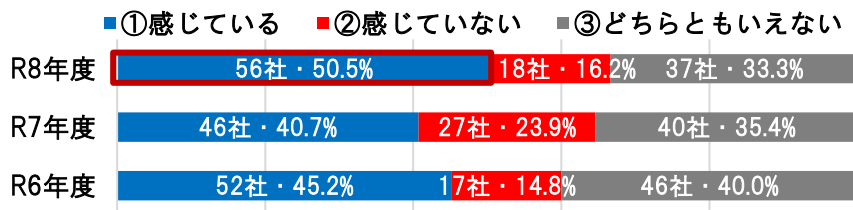
設計と現場の不一致など、変更作業に伴う直接・間接費の増大が挙げられている

② ICT活用工事に関するアンケート調査

調査期間：令和8年8月19日～8月27日

調査対象：国土交通省の入札参加資格を有する建設業協会員 155社 回答社数：111社

ICT活用工事が
着実に普及・定着していると感じているか

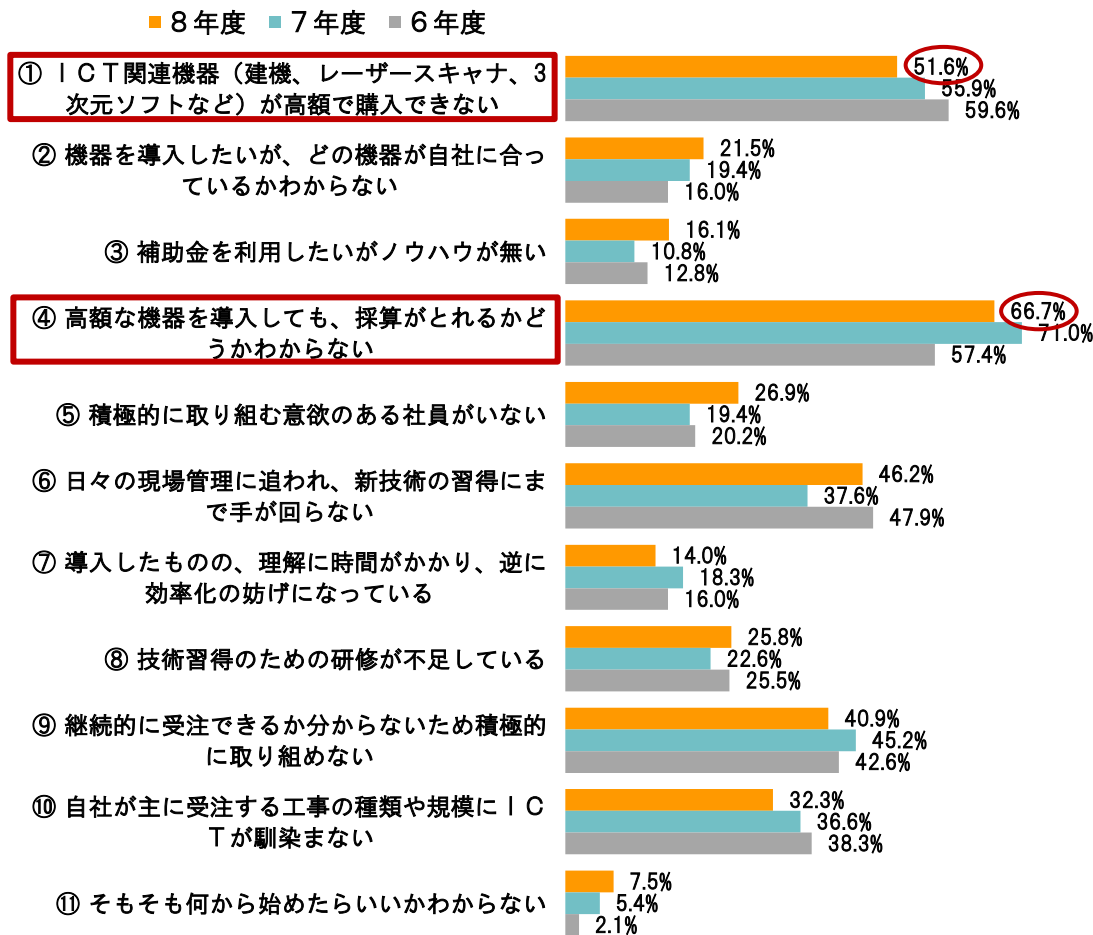


今回の調査では、ICT活用工事が普及、定着していると感じていると回答した企業の割合が増加した。

ICT活用に向けて、ICT関連機器の導入が実態に合わないといった企業が多かった

それでも若手技術者の定着ややりがいにつながると考えている企業も増加傾向

普及・定着しない原因／受注者側の問題点
(複数回答可)



高額な機器の購入が課題だが、助成金制度などで補えば、前に進んでいくのではないかと・・・

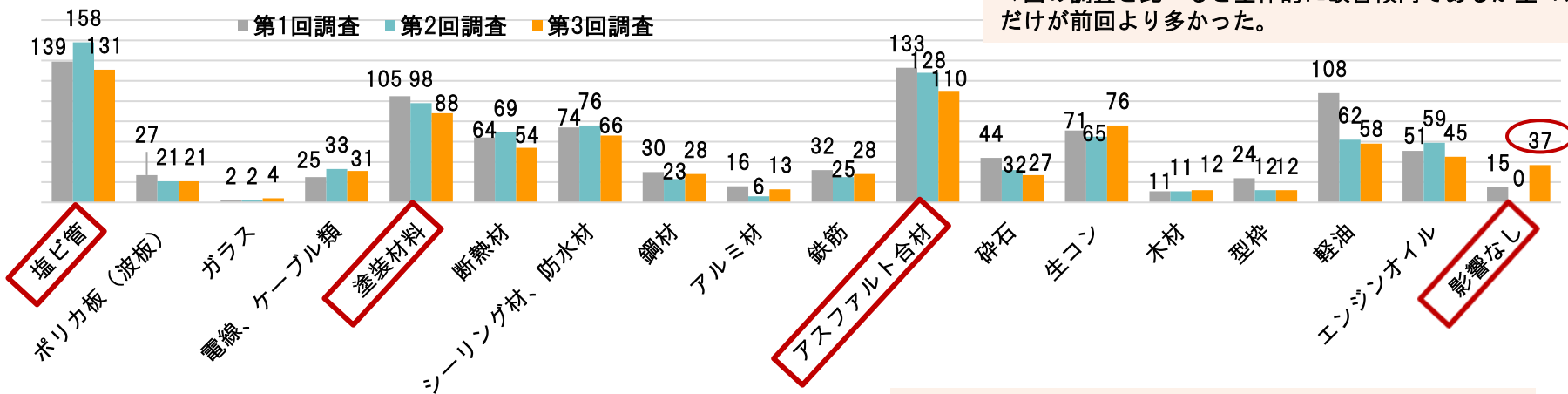
③ イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査

調査期間：令和8年8月19日～8月27日

調査対象：一般社団法人群馬県建設業協会 本部会員 272社（全社対象） 回答社数：235社（86.4%）

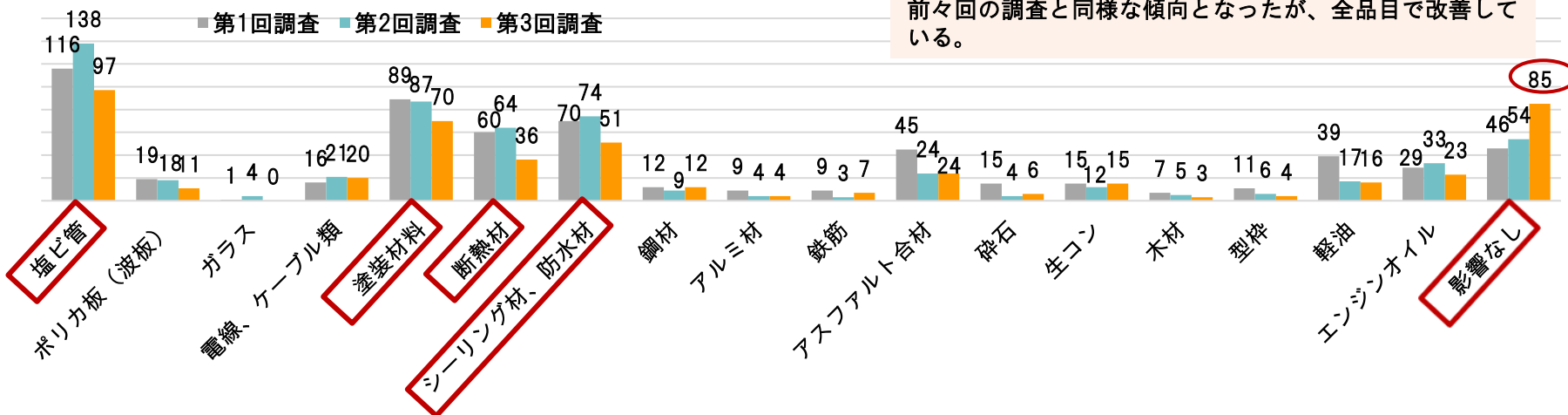
価格が特に急上昇し困っている建設資材や燃料類（8つまで回答）

価格が急上昇して困っているものとして、塩ビ、アスファルト合材、塗装材料という回答が多かった。前回、前々回の調査と比べると全体的に改善傾向であるが生コンだけが前回より多かった。



入荷が遅延し特に困っている建設資材や燃料類（8つまで回答）

入荷が遅延し困っているものとして、塩ビ管、塗装材料、シーリング材・防水材、断熱材という回答が多く、前回、前々回の調査と同様な傾向となったが、全品目で改善している。



人口オーナス期(※)では厳しい状況がなかなか元に戻らずじわじわと続く

※ 人口オーナス：従属人口（14歳以下の子供・65歳以上の高齢者）が生産人口（15歳～64歳）を上回る状態のこと 人口ボーナスはその逆の状態

国土交通省直轄工事の採算性等に関する アンケート調査（令和 7 年度完工の工事対象）

令和 8 年 9 月 9 日

一般社団法人群馬県建設業協会

はじめに

国土交通省直轄工事においては、様々な要因で採算の合わない工事が頻発していることから、当会では、直轄工事に限定したアンケートを平成 20 年度から実施し、県内の実態を国土交通省関東地方整備局との意見交換会において報告し、改善要望を行っています。

実際に採算性の向上につながっているかについて継続的調査をするため、**令和 7 年度の完工工事**について調査し、国土交通省に改善要望を行います。

- 調査期間 令和 8 年 8 月 19 日(水)～27 日(木)
- 調査対象 一般社団法人群馬県建設業協会 本部会員 155 社
(国交省に入札参加資格を有する本部会員企業)
- 有効回答社数 16 社（参考：昨年度有効回答者数 21 社）

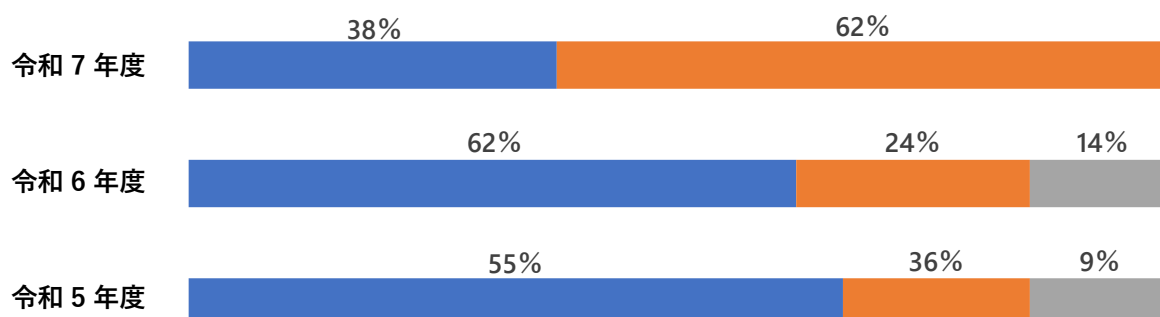
【留意事項】

割合は小数点以下第 1 位を四捨五入しているため合計の表記が必ずしも 100.0%とはなりません。

一部の設問は条件によって母数が変わります。

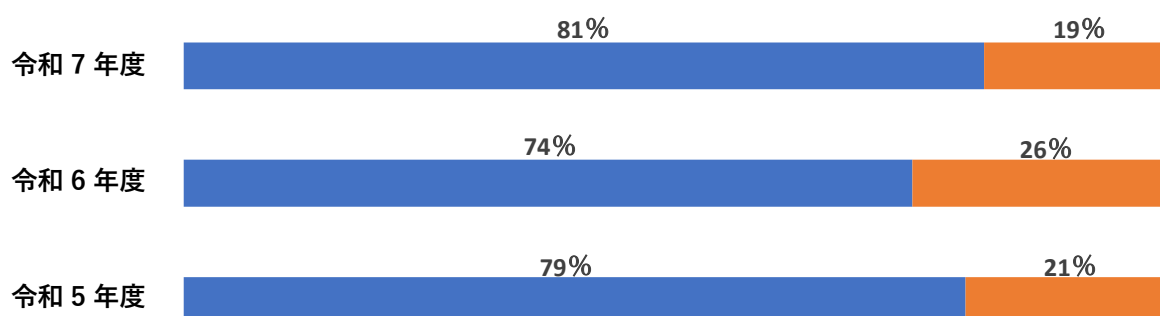
問 1. 国土交通省直轄工事を受注した際の採算について（7 年度完工工事）

- ① ■ 受注した全ての工事で採算が合った : 6 件 38%
- ② ■ 採算の合った工事と合わない工事があった : 10 件 62%
- ③ ■ 受注した全ての工事で採算が合わなかった : 0 件 0%



[工事数]

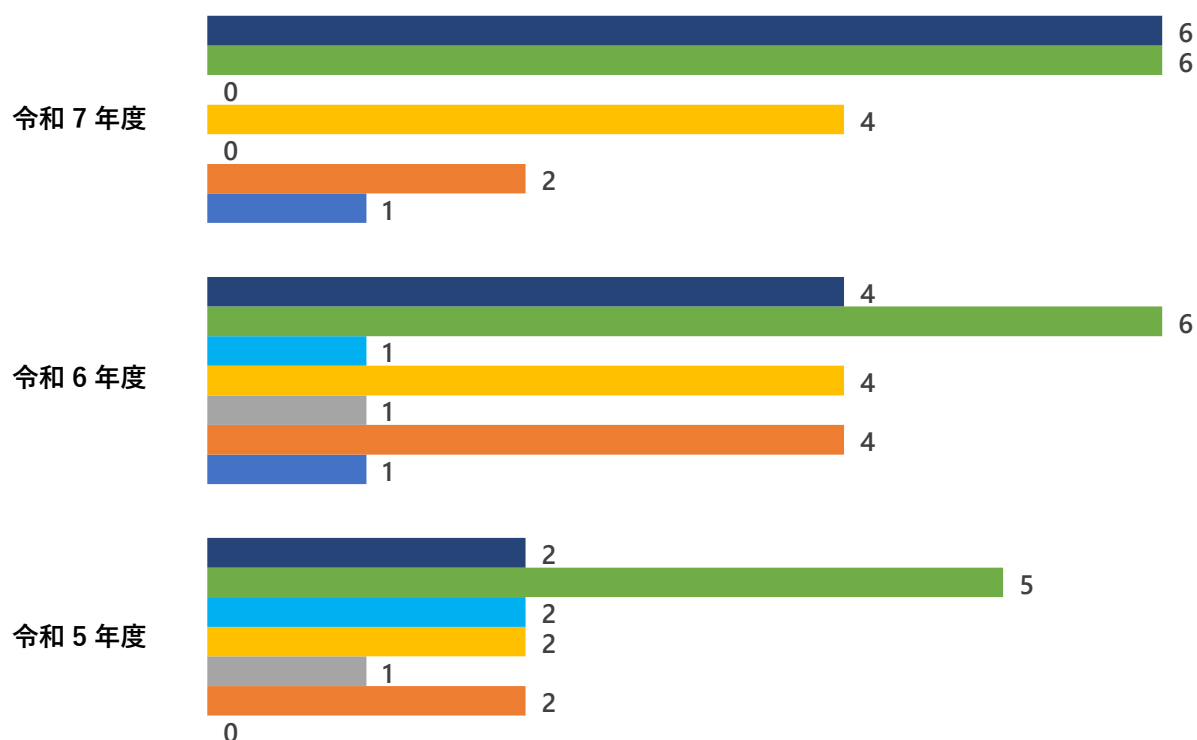
- 採算の合った工事 : 46 件 81%
- 採算の合わなかった工事 : 11 件 19%



採算の合わなかった工事数は減少している

問2. 問1で「②採算の合った工事と合わない工事があった」「③受注した全ての工事で採算が合わなかった」と答えた方で、採算の合わない原因。（複数回答可）

		5年度 (件)	6年度 (件)	7年度 (件)
■	① 着工の遅れや一時中断等が原因の 工期延長に伴う間接費の増大	2	4	6
■	② 設計と現場との不一致が原因の変更作業等に伴 う直接・間接費の増大	5	6	6
■	③ 提出書類作成作業の負担増等による間接費の増 大	2	1	0
■	④ 予定価格・積算条件が現場の実態に即していない	2	4	4
■	⑤ 設計労務単価(交通誘導員等)の経費不足	1	1	0
■	⑥ 競争激化による低価格での受注	2	4	2
■	⑦ その他	0	1	1

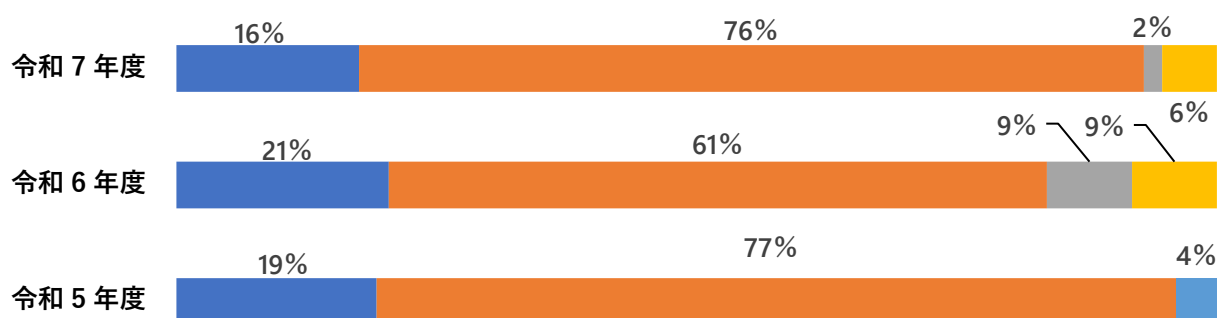


設計と現場の不一致に加えて、着工の遅れや一時中止による工期延長に伴う間接費の増大が採算の合わない原因となっている

問 3. 開札日から落札者決定までの期間について（複数回答可: 7 年度完工工事）

単位：％

		5 年度	6 年度	7 年度
■	①当日～翌日	19	21	16 (10 件)
■	② 1 週間以内	77	61	76 (43 件)
■	③ 1 週間以上(～ 2 週間未満)	0	9	2 (1 件)
■	④ 2 週間以上(～ 1 カ月未満)	0	9	6 (3 件)
■	⑤ 1 カ月以上	4	0	0 (0 件)

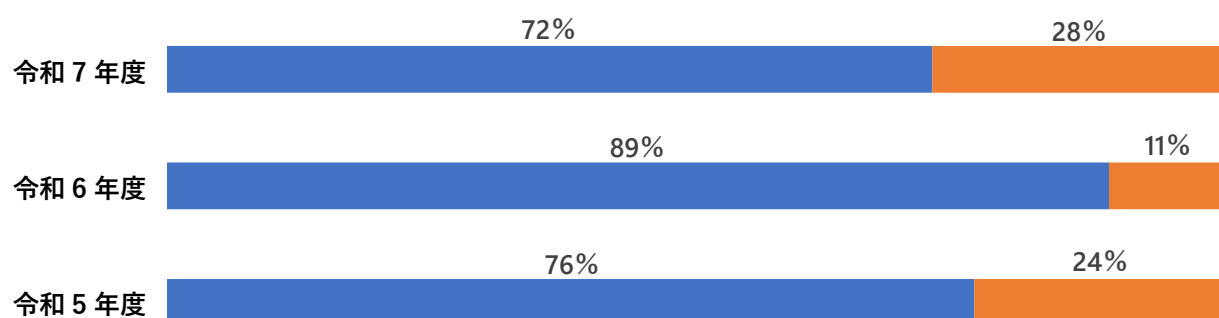


1 週間以内の割合が増加した。

問 4. 工期延長や設計変更の対応について（7 年度完工工事）

単位：％

		5 年度 (件)	6 年度 (件)	7 年度 (件)
■	①ほとんどの工事に変更費用を認めてもらった	76	89	72 (13 件)
■	②認めてもらう場合ともらえない場合がほぼ同数	24	11	28 (5 件)
	③ほとんどの工事では認めてもらえなかった	0	0	0(0 件)
	④その他	0	0	0(0 件)
	⑤該当なし	0	0	0(0 件)

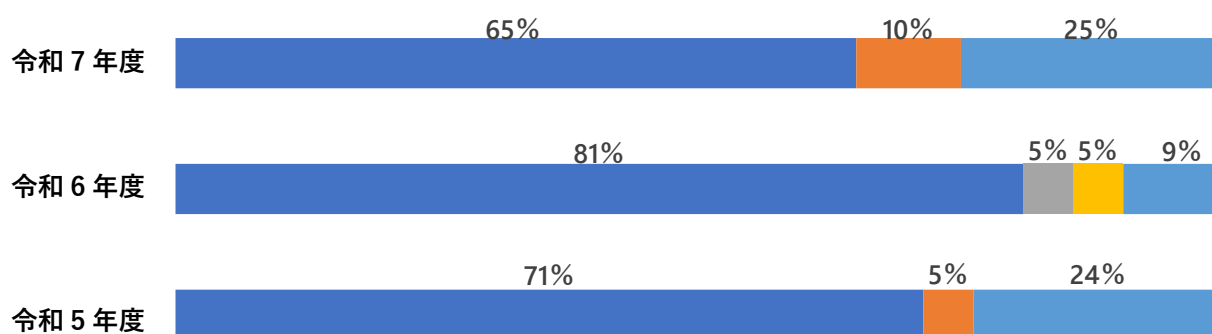


ほとんどの工事で変更費用を認めてもらえなかったとの回答が0社で前回と同じ。

問5. 交通誘導員の変更対応について（7年度完工工事）

単位：％

		5年度	6年度	7年度
■	①増員経費はすべて認められた。	71	81	65 (13件)
■	②協議を行い変更対象になっていても増員経費分の概ね25％は認められなかった。	5	0	10 (2件)
■	③協議を行い変更対象になっていても増員経費分の概ね50％は認められなかった。	0	5	0(0件)
■	④協議を行い変更対象になっていても増員経費のすべてが認められなかった。	0	5	0(0件)
■	⑤該当なし	25	9	25 (5件)

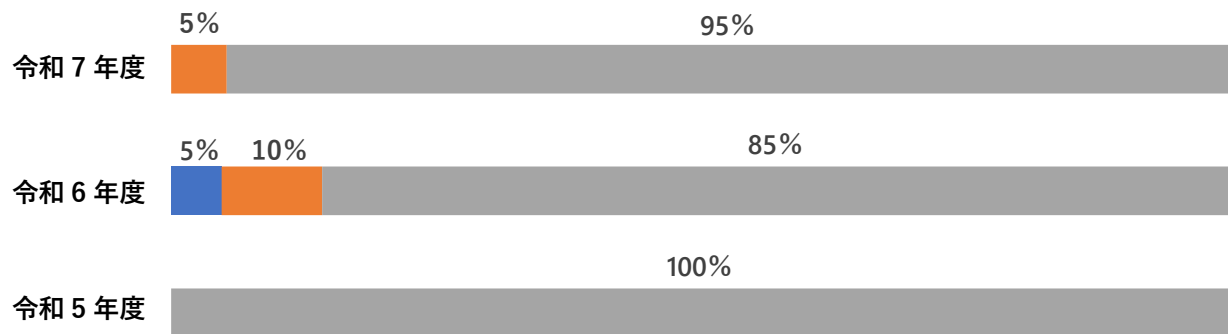


増員経費がすべて認められた割合が減少した。

問6. 立ち会い等における現場技術員（コンサル等）の対応について（7年度完工工事）

単位：％

		5年度	6年度	7年度
■	①問題が発生することが多くあった。	0	5	0 (0件)
■	②問題が発生することが時々あった。	0	10	5 (1件)
■	③問題となることはほとんどなかった。	100	85	95 (18件)



問 7. 問 6.で「①問題が発生することが多くあった」

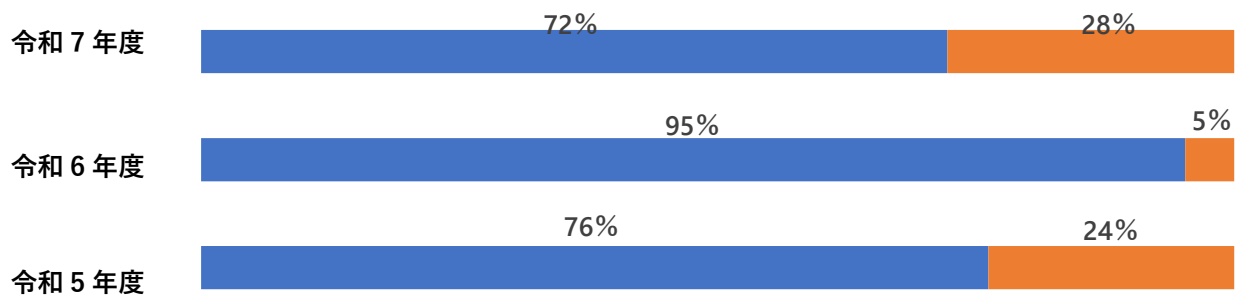
「②問題が発生することが時々あった」と答えた方の問題点と改善要望等。

- ・発注者よりの考え方なので中立ではないので難しい。

問 8. 各出張所の書類対応について（7 年度完工工事）

単位：％

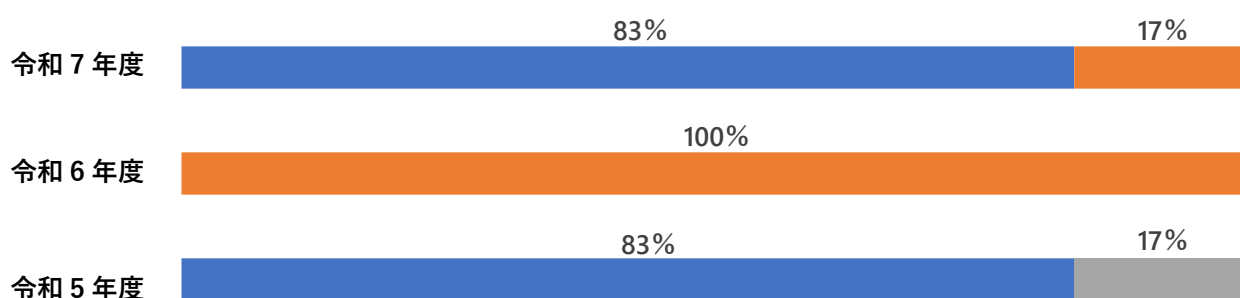
		5 年度	6 年度	7 年度
■	①提出書類が早く返信され 工事に支障はなかった	76	95	72 (13 件)
■	②提出書類が遅く返信され 工事に支障が出た	24	5	28 (5 件)



問 9. 問 8 で「②提出書類が遅く返信され、工事に支障が出た」と答えた方の理由

単位：％

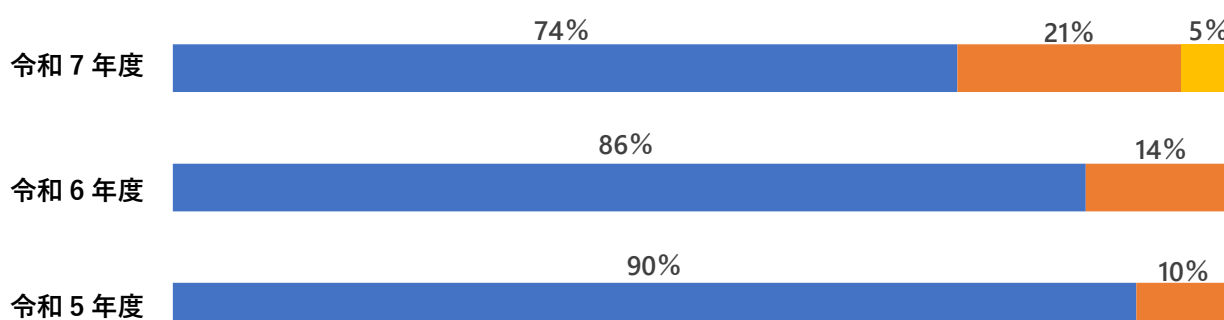
		5 年度	6 年度	7 年度
■	①係長の所から所長に書類が回らなかった。	83	0	83 (5 件)
■	②所長の判断が遅れた。	0	100	17 (1 件)
■	③所長と係長の見解が分かれ書類を再提出した。	17	0	0 (0 件)
■	④その他	0	0	0 (0 件)



問 10. 竣工検査について（7 年度完工工事）

単位：％

		5 年度	6 年度	7 年度
■	①概ね問題なくスムーズである。	90	86	74 (14 件)
■	②ある程度問題を感じるが許容範囲内である。	10	14	21 (4 件)
■	③検査のたびに問題を感じている。	0	0	0 (0 件)
■	④その他	0	0	5 (1 件)



問 11. 問 10 で「③検査のたびに問題を感じている」と答えた方の意見

- ・なし

問 12. 問 10 で「③検査のたびに問題を感じている」と答えた方

問題の解決にはどのような対策が必要か。（複数回答可）

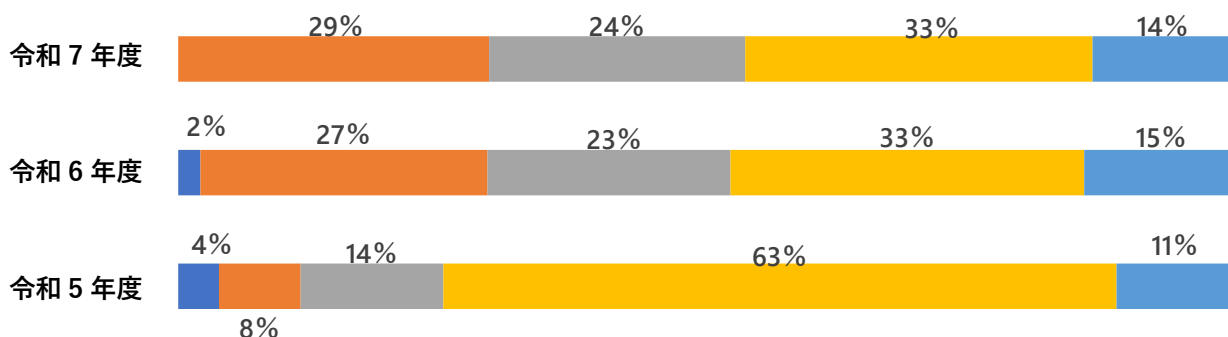
- ・なし

改善点については、過去 3 年間で指摘はなかった。

問 13. 竣工検査の結果通知が届くまでの期間について（複数回答: 7 年度完工工事）

単位：％

		5 年度	6 年度	7 年度
■	①当日～翌日	4	2	0 (0 件)
■	②1 週間未満	8	27	29 (17 件)
■	③1 週間以上(～ 2 週間未満)	14	23	24 (14 件)
■	④2 週間以上(～ 1 ヶ月未満)	63	33	33 (19 件)
■	⑤1 ヶ月以上	11	15	14 (8 件)

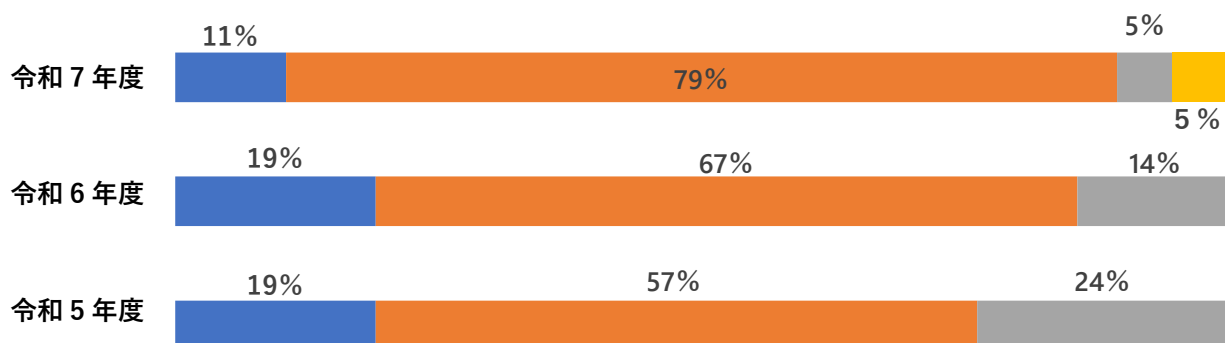


前回調査から「当日～翌日」が減少したが、その他はほぼ変わらない割合となった。

問 14. 書類簡素化を目的とした取り組みが実施により令和 6 年度に比べて
検査体制の効率化や提出書類の軽減が図られているか。

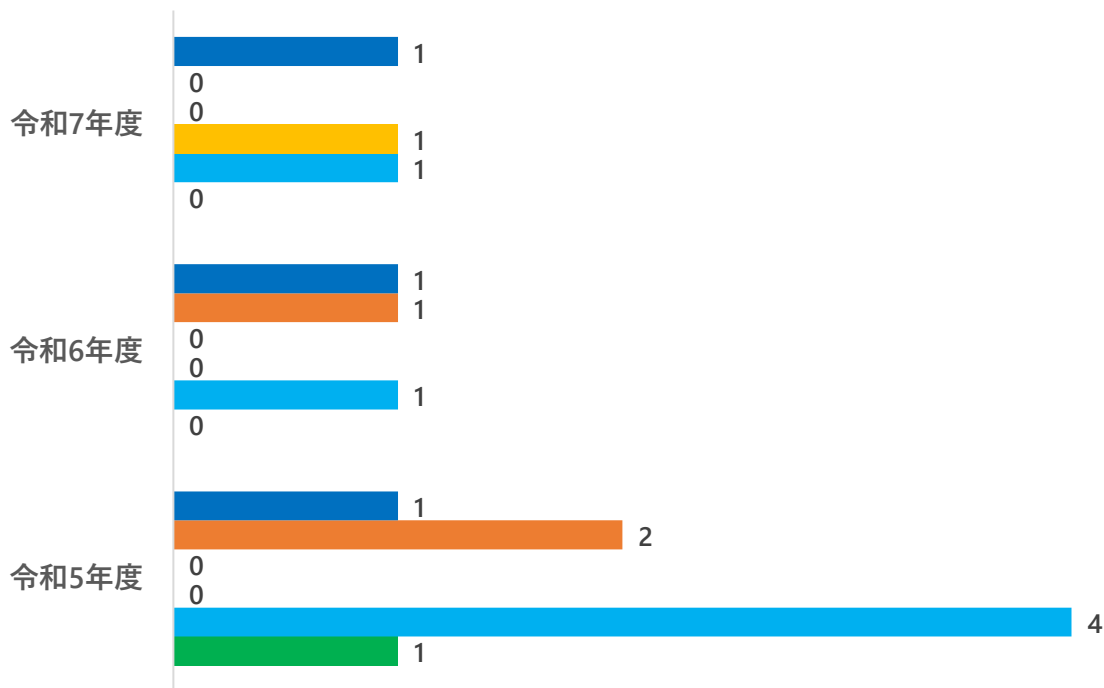
単位：％

		5 年度	6 年度	7 年度
■	①明らかに軽減されている。	19	19	11 (2 件)
■	②軽減をある程度実感できる。	57	67	79 (15 件)
■	③軽減を実感できない。	24	14	5 (1 件)
■	④その他	0	0	5 (1 件)



問 15. 問 14 で「③軽減を実感できない」と答えた方で
軽減・簡素化の方針にもかかわらず軽減されない原因。（複数回答可）

		5 年度 (件)	6 年度 (件)	7 年度 (件)
■	①出張所や監督員による ローカルルールの適用が依然行われている。	1	1	1
■	②工事成績をアップさせるために 受注者側で多く作成してしまう。	2	1	0
■	③上記の軽減・簡素化の対応を、 現場の受発注者が共に知らなかった。	0	0	0
■	④上記の軽減・簡素化の対応では そもそも効果を期待できない。	0	0	1
■	⑤効果を実感できるまで至っていない。	4	1	1
■	⑥その他	1	0	0



問 16. 工事書類作成マニュアルでは作成不要となっている書類・資料を出張所や監督員のローカルルールによって作成しているもの、具体的な書類名

- | | |
|--------------------|-------------|
| 1. 工事概要説明資料（工事概要版） | 2 社選択 |
| 2. 契約関係 | 0 社選択 |
| 3. 品質・出来形管理関係 | 0 社選択 |
| 4. 打合せに関する資料 | 1 社選択 |
| 5. 関係機関との調整に関する資料 | 2 社選択 |
| 6. 工事検査時に使用する資料 | 0 社選択 |
| 7. その他 | 1 社選択…日別進捗表 |

問 17. 国土交通省において実施されている様々な施策についてご意見があれば記載してください。

- ・地元小学校のサケの放流に積極的に参加してくれた。
- ・設計単価が実勢単価に見合っていない。
- ・概略設計で発注された時の指示が遅い。
- ・支障物件の関係機関との事前協議が行われておらず、受注してから協議したので着手が遅れた。
- ・設計照査の回答が遅く、回答待ちがあった。

- ・物価の高騰とともに、機械や設備及び使えるようになるための指導料も高騰しているため
- ・機械を導入しても、バージョンアップが早く、費用がかかる。
購入して終わりではなく、使用している物への支援があるとありがたい。

問 18. 国土交通省の工事を実施している中で、監督員の対応の良かった点や、適切な指導により現場がスムーズに進捗した等、良い点があれば記載してください。

- ・過去の事例を示して頂き、解決の為の手段の参考となった。
- ・監督官（事務所対応）と技術員（現場対応）が明確に役割分担しそれぞれが現場を止めないよう対応して頂けた。
- ・受注者の要望に合わせて、打合せ等の対応をしてくれた。（当日に事務所へのアポを取ってくれた。）
- ・夜間舗装工事が主体の中、現場立会、遠隔確認による早期の判断により現場開放がスムーズに行えた。
- ・発注事務所からの回答が遅れた時に、出張所長が働きかけて頂き、工程通り着手できた。
- ・業者間の工程会議において、出張所から来て頂き実施したので、調整がスムーズに行われた。
- ・監査員と現場技術者の連携が良く、関係機関や地元調整がスムーズに行うことができ工事進捗が図れた。また、工事を進捗していく中で、工事内容の多少の変更は付き物ですが、過度の要求はなく、受注者の意向についても理解してもらえた。
- ・設計審査会等において課題や変更事項に対する方針の早期決定、また支障物対応や関係機関との事前地ならし・調整を工程に支障無いように実施している。事務所・出張所間の連携が良く、協議事項の書類作成や方針決定がスムーズである。（一方で、協議・変更協議に回答や方針を全然示さない、また、支障物調整を全くされていない状況も見られ、書類整理や工程に影響が発生している）
- ・問題点や関係機関との調整について問い合わせ、依頼をすると早期の回答をもらえ工事をスムーズに進めることができ、大変助かった。

国土交通省直轄工事の ICT 活用工事に関する アンケート調査（令和 7 年度完工の工事対象）

令和 8 年 9 月 1 日

一般社団法人群馬県建設業協会

はじめに

国土交通省直轄工事においては、様々な要因で採算の合わない工事が頻発していることから、当会では、直轄工事に限定したアンケートを平成 20 年度から実施し、県内の実態を国土交通省関東地方整備局との意見交換会において報告し、改善要望を行っています。

実際に採算性の向上につながっているかについて継続的調査をするため、**令和 7 年度の完工工事**について調査し、国土交通省に改善要望を行います。

- 調査期間 令和 8 年 8 月 19 日(水)～27 日(木)
- 調査対象 一般社団法人群馬県建設業協会 本部会員 155 社
(国交省に入札参加資格を有する本部会員企業)
- 有効回答社数 111 社（参考：昨年度有効回答者数 113 社）

【留意事項】

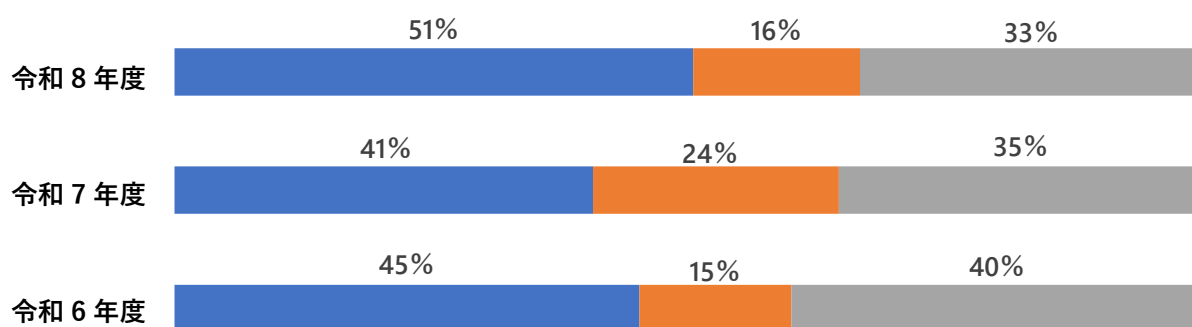
割合は小数点以下第 1 位を四捨五入しているため合計の表記が必ずしも 100.0%とはなりません。

一部の設問は条件によって母数が変わります。

問1. ICT活用工事が着実に普及・定着していると感じるか。

単位：％

	選択肢	6 年度	7 年度	8 年度
■	① 感じている	45	41	51 (56 件)
■	② 感じていない	15	24	16 (18 件)
■	③ どちらともいえない	40	35	33 (37 件)



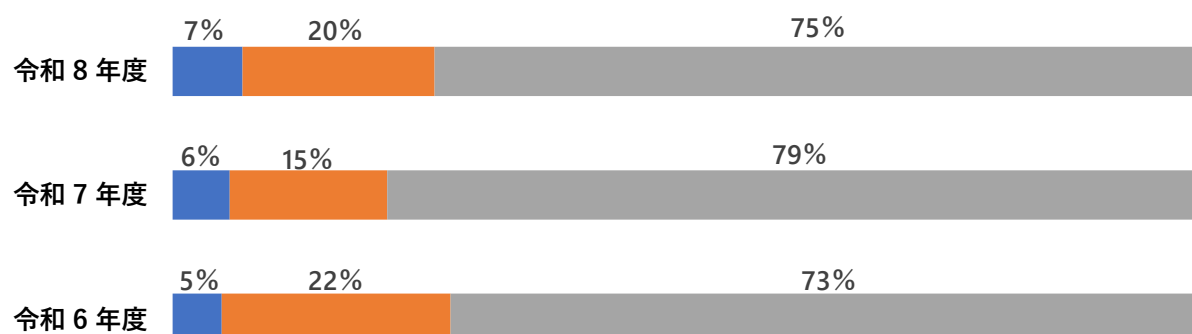
今回の調査では、ICT活用工事が普及、定着していると感じていると回答した企業の割合が増加した。

問2. 問1で「②感じていない」「③どちらともいえない」を選択した方で

ICT活用工事が普及・定着しない要因は、発注者、受注者のどちらに原因があるか。

単位：％

	選択肢	6 年度	7 年度	8 年度
■	① 発注者側	5	6	7 (4 件)
■	② 受注者側	22	15	20 (11 件)
■	③ 発注者側と受注者側の両方	73	79	75 (44 件)



普及・定着しない要因は、発注者側と受注者側の両方に起因していると考えている割合が全体的に多いが、今回調査では受注者側と回答した割合が増加した。

問 3. 普及・定着しない原因について、発注者側、受注者側のそれぞれについて

(1) 受注者からみた発注者側の問題点（複数回答可）

選択肢	(件)	■：令和 8 年度 ■：令和 7 年度 ■：令和 6 年度
① 監督員の理解が不足していて、 非効率的な要求をする	27 22 20	29% 22% 22%
② 入札公募～着工までの期間が短い	8 6 5	9% 6% 5%
③ I C T 活用工事に馴染まない現場を 対象として発注されている	30 42 37	32% 42% 40%
④ 受注者が自主的に I C T に取組む場合 特記仕様書に I C T の記載が無ければ I C T の費用を計上しない	17 28 18	18% 28% 19%
⑤ I C T の単価が不透明	25 23 25	27% 23% 27%
⑥ 小規模 I C T 土工の定義が無く、 単価も決まっていない	38 29 32	41% 29% 34%
⑦ 機器導入に関する助成制度の構築が 不足	34 37 37	37% 37% 40%
⑧ 協議や対応の指示等に時間がかかる	21 18 22	23% 18% 24%

令和 8 年度母数 93 社（グラフは 93 社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合）

令和 7 年度母数 99 社（グラフは 99 社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合）

令和 6 年度母数 93 社（グラフは 93 社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合）

※問題点を一つでも選択した企業を母数として比較しています。

その他の意見

- ・維持工事で対象となる工種が無い（少ない）。
- ・技術者の高齢化が進み新しいことへの取組に消極的。
- ・発注者により施工者希望型の設定が無い場合は認められない。
- ・受注工事規模で実施してもメリットがない。
- ・小規模工事が多く、ICT 活用に合わない。測量程度である。
- ・提出書類での明確な基準がわかりづらい。
- ・山間部などで ICT 建機の導入が難しい。
- ・3次元設計データの作成に時間や知識を要するため、発注段階でデータがほしい。
- ・ICT を活用した際の、管理方法や管理基準が明確になっていない。

(2) 受注者側の問題点 (複数回答可)

選択肢	(件)	■：令和8年度 ■：令和7年度 ■：令和6年度
① ICT関連機器が高額で購入できない	48 52 56	52% 56% 60%
② 機器を導入したいが どの機器が自社に合っているか わからない	20 18 15	22% 19% 16%
③ 補助金を利用したいが ノウハウが無い	15 10 12	16% 11% 13%
④ 高額な機器を導入しても、 採算がとれるかどうかわからない	62 66 54	67% 71% 57%
⑤ 積極的に取組む意欲のある 社員がいない	25 18 19	27% 19% 20%
⑥ 日々の現場管理に追われ、 新技術の習得にまで手が回らない	43 35 45	46% 38% 48%
⑦ 導入したものの、理解に時間がかかり 逆に効率化の妨げになっている	13 17 15	14% 18% 16%
⑧ 技術習得のための研修が不足している	24 21 24	26% 23% 26%
⑨ 継続的に受注できるか 分からないため積極的に取り組めない	38 42 40	41% 45% 43%
⑩ 自社が主に受注する工事の種類や 規模にICTが馴染まない	30 34 36	32% 37% 38%
⑪ 何から始めたらいいかわからない	7 5 2	8% 5% 2%

令和8年度母数 93社 (グラフは93社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合)

令和7年度母数 99社 (グラフは99社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合)

令和6年度母数 93社 (グラフは93社中でそれぞれの選択肢を選んだ割合)

※問題点を一つでも選択した企業を母数として比較しています。

その他

- ・写真測量による点群計測などのソフトを使用したいが、高額なので困難。
- ・ソフトは購入したが活用出来ていない。社員教育が出来ない。
- ・ICT の活用は測量会社に委託している。
- ・3次元設計データの作成が困難で、作成できる人材が少ない。
- ・設計データを提供していただきたい。（点群も同様）
- ・ICT を利用して管理したいと考えても、管理基準などが分からないため、取り組みを躊躇しまう。
- ・導入したいが、使いこなせるか不安である。

イラン・中東情勢の建設業への影響に関するアンケート調査 (第3回)

令和8年9月2日
一般社団法人群馬県建設業協会

はじめに

イラン・中東情勢は戦闘終結に向け動き出している状況ですが、依然として建設資材や燃料類の供給が厳しい状況です。そこで会員企業の現状を把握するためにアンケート調査(第2回)を行います。

* 回答は、民間、公共、建築、土木、元請、下請に限らず、すべての工事で現時点における状況を集計しています。

●調査期間 令和8年8月19日(水)～27日(木)

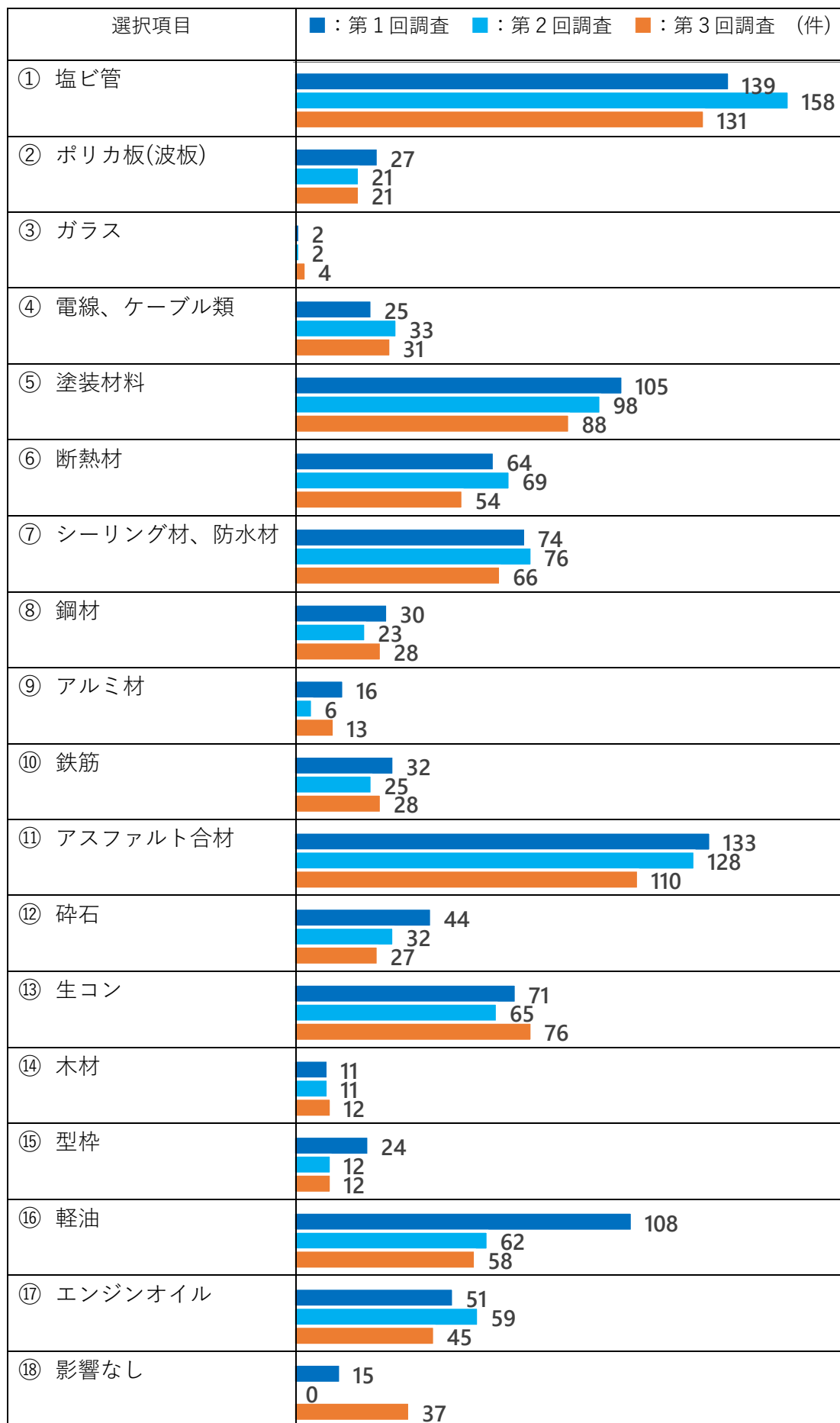
●調査対象 一般社団法人群馬県建設業協会 本部会員 272社(全社対象)

○回答社数 235社(回答率86.4%)

【留意事項】

割合は小数点以下第1位を四捨五入しているため合計の表記が必ずしも100.0%とはなりません。
一部の設問は条件によって母数が変わります。

問1. イラン・中東情勢の影響で価格が特に急上昇し、困っている建設資材や燃料類
(8つまで回答)

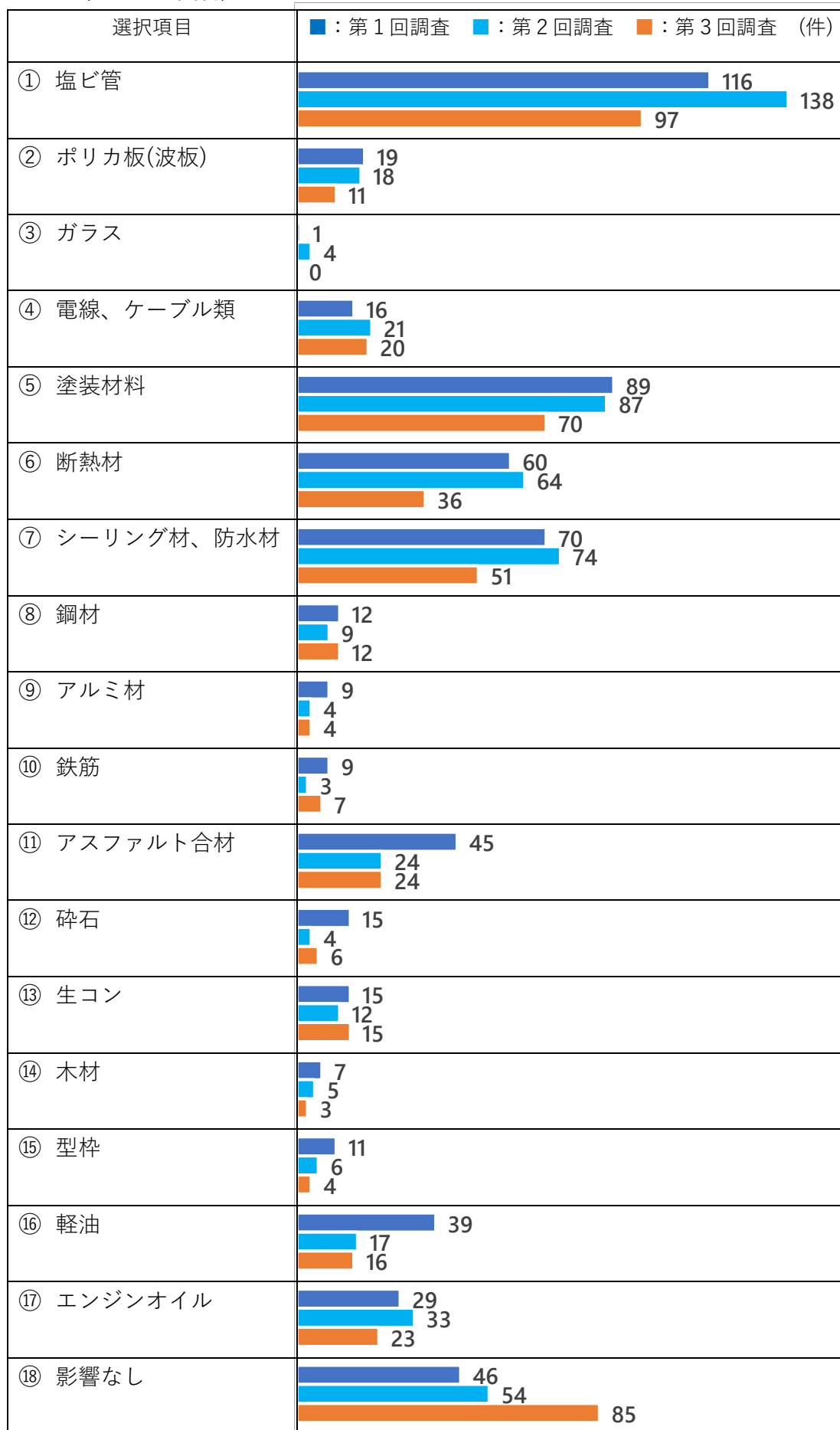


その他(抜粋)

- ・養生テープ類・軽量盛土工法で使用する大型の発砲スチロールブロック盛土材料
- ・アドルブルー・下水道の資機材が 20～30%上昇・燃料・アスファルト乳剤
- ・橋の塗料・全体的に 30%ほど値上げ

価格が急上昇して困っているものとして、塩ビ、アスファルト合材、塗装材料という回答が多かった。前回、前々回の調査と比べると全体的に改善傾向であるが生コンだけが前回より多かった。

問2. イラン・中東情勢の影響で入荷が遅延し、特に困っている建設資材や燃料類
(8つまで回答)



その他(抜粋)

- ・トイレ器具類・区画線塗料・タイルの接着剤・気密シート・ユニットバス
- ・エポキシ樹脂接着剤（注入材料）・軽量盛土材・レジン製点字ブロック・シンナー
- ・ポリエチレンフォーム 2 種類が無い状態なので 3 種に変更

入会が遅延し困っているものとして、塩ビ管、塗装材料、シーリング材・防水材、断熱材という回答が多く、前回、前々回の調査と同様な傾向となったが、全品目で改善している。

問 3. イラン・中東情勢の影響で入荷が停止された建設資材や燃料類 (該当するもの全て回答)

- ・断熱材・シンナー・シーリング材・塩ビ管・ユニットバス等・防水材
- ・コーキング材・断熱材、アドブルー・硬質ポリ塩化ビニル管潤滑グリース
- ・ポリエチレン管・コマツ社製バックホーに使用する作動油
- ・波付硬質合成樹脂管（FEP）・塗装材料・シーリング材・塩ビ管
- ・錆止め塗材エンジンオイル電線・防水材ペンキ類、シンナー
- ・トイレ等の住宅設備類・ストアス・重油・エンジンオイル・潤滑油

入荷が停止されているものとして、入荷が遅延している塩ビ管、塗装材料、シーリング材、防水材、断熱材が前回、前々回の調査と同様に挙げられている。

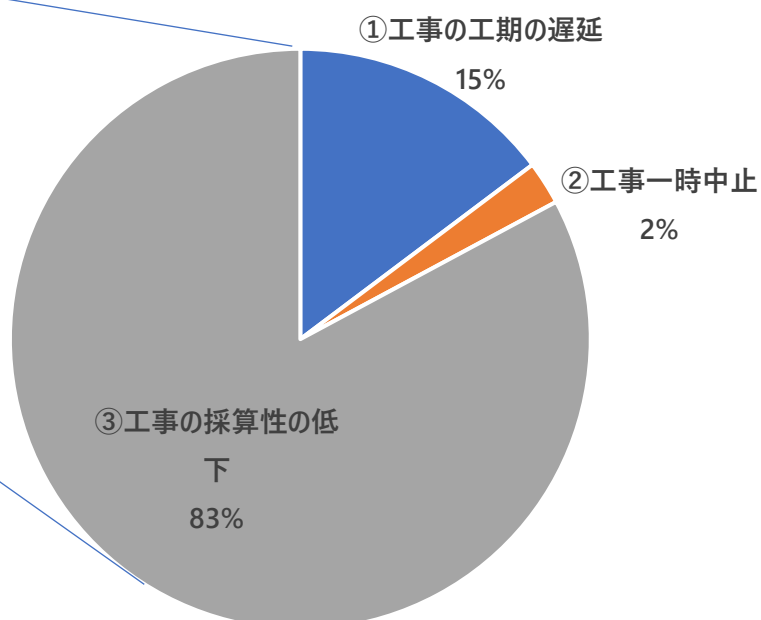
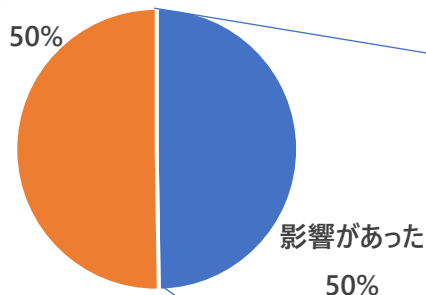
問4. 建設資材や燃料類の入荷が厳しくなることにより、
実施中の建設工事に対して現時点で生じている影響は何件ありますか
(該当するもの全て回答)

選択項目	企業数
影響があった (第1回調査)	106 (142)
影響があった (第2回調査)	(160)
影響はない (第1回調査)	107 (79)
影響はない (第2回調査)	85



選択項目	工事件数
① 工事の工期の遅延 (第1回調査)	34 (100)
① 工事の工期の遅延 (第2回調査)	(112)
② 工事一時中止 (第1回調査)	4 (28)
② 工事一時中止 (第2回調査)	(11)
③ 工事の採算性の低下 (第1回調査)	68 (336)
③ 工事の採算性の低下 (第2回調査)	(324)

影響がなかった



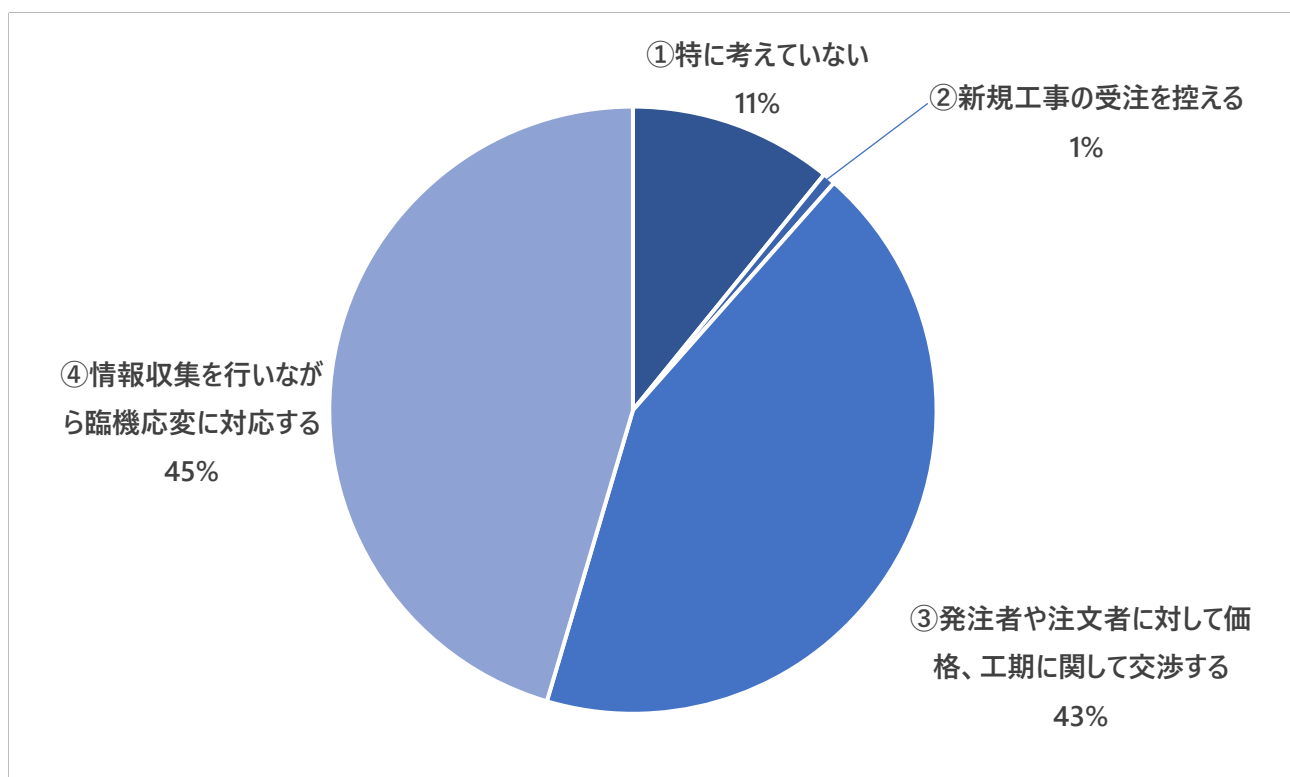
問5. 問4. で「②工事一時中止」を選んだ理由

- ・塩ビ管の入荷待ち
- ・材料が入荷しない
- ・アスファルト合材が高騰したためお客さまの予算が現状合わないため
- ・納入待ち

5 割の企業が建設工事に影響があると回答し前回、前々回の調査より減少した。影響に関しては、採算性の低下が83%、次いで工期の遅延が15%、工事の一時中止が2%と少ない状況となっている。工事の一時中止の件数は4件と減少している。

問6. 今後の対応について(2つまで回答)

選択項目	選択数(件) (第1回調査) (第2回調査) 第3回調査	割合(%) (第1回調査) (第2回調査) 第3回調査
① 特に考えていない	(5) (16) 32	(1) (5) 11
② 新規工事の受注を控える	(7) (5) 2	(2) (1) 1
③ 発注者や注文者に対して価格、工期に関して交渉する	(176) (155) 127	(45) (46) 3
④ 情報収集を行いながら臨機応変に対応する	(194) (161) 134	(49) (47) 45



今後の対応としては、「情報収集を行いながら臨機応変に対応する」が45%、「発注者や注文者に対して価格・工期に関して交渉する」が43%と前回、前々回の調査と同様な傾向となった。

**問7. 前回の調査（6月18日～6月30日）から、特に大きく変化して価格高騰、
入荷遅延、入荷停止して困っている建設資材等**

《価格高騰》

アスファルト合材：10 社
塩ビ管：4 社
塗装剤：3 社
鋼材、銅、鉄類：2 社
ユニットバス等(住宅、設備関係)：2 社
防水材：1 社
内装材：1 社
電線：1 社
断熱材：1 社
アルミサッシ：1 社
接着剤：1 社
ベニヤ板：1 社
塗装材料：1 社

《入荷遅延》

塩ビ管：6 社
塗装材料：4 社
断熱材：3 社
土木資材：1 社
電線：1 社
軽量盛土材：1 社
重油：1 社
鋼材：1 社
接着剤：1 社
シーリング材・防水材：1 社
プラスチック類：1 社

《入荷停止》

シンナー：1 社
塩ビ管：1 社
電線：1 社
断熱材：1 社
ネトロンパイプ：1 社

問 8. 自由意見(抜粋)

- ・燃料費が高騰している。情勢の変化により原材料費、エネルギーコスト等に対応した単品スライド条項の適応をお願いしたい。
- ・事務用品類も全て価格が上昇している。
- ・資材メーカーの反応が早く、急激な資材価格の値上げが進んでいる。
- ・価格高騰と入荷遅延による工程の遅れや採算性の低下が現実になってきている。
- ・地方の中小建設会社にとって、材料の欠品、価格高騰は経営にとっても大切な要因である。
材料の欠品に関しては、メーカーの出し渋り、在庫の抱え込み、転売、価格の調整等、協力より自社の利益を優先する材料メーカーの体制がよく分かった。緊急時に対応できるよう、国内で生産できないものは国が一定の在庫を抱え、提供する体制を作るべきだと思う。
- ・工事金額と工期に多大な影響が出るのが予想されるので、引き続き注目したいと考えております。
- ・メーカー側の一方向的な値上げに利用されたと感じています。
- ・人工、設計単価が全体的に増額し、会社及び個人への給料の転嫁ができないと、特に中小企業においては、倒産数が大幅に増加すると思います。
- ・工期が半年以上となる工事の、施工途中での生コンの単価の上昇による収益の圧迫の懸念がある。また今後、中東情勢が長引いた場合に、政府の補助金の削減や、原油の備蓄が底をつき燃料価格の高騰等も考えられます。
- ・資材価格は多少安定してきているが未だ高止まりで高騰した資材価格が元の価格にはなかなか戻らない。この価格が官民間問わず工事費に転嫁出来るような環境造りを早急に行政に求めたい。
- ・便乗値上げが疑われる。
- ・問題の長期化による資材高騰により採算の悪化が懸念される。
- ・4～6月の急騰に比べると、価格のさらなる急騰は落ち着いてきた傾向にあるが、依然として収支は厳しい状況が続いている。
- ・インフレスライド条項（第6項）の運用の弾力化や単品スライドの書類の簡素化等、既存制度を活用しやすいように見直してほしい。また、工期の弾力的運用等も併せて、発注者側も一緒に対応してほしい。
- ・長期工事の現場での契約時、材料価格の変化（高騰）による影響が大きいので対応が困難である
- ・中東情勢による資材価格高騰への発注者の対応は不透明であるが、公共工事の場合には一定の金額差が生じる場合にはスライド等の変更対応が考えられるが、民間工事の場合では、見積提出から受注までの期間に価格が上昇しても契約額の変更が難しく、粗利減少または工事自体の見直しとなることが考えられる。